

平成30年美浦村告示第133号

平成30年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月12日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成30年12月11日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成30年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	12月11日	火	(開会) ○本会議 ・選挙 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	12月12日	水	○総務常任委員会(議案調査) ○経済建設常任委員会(議案調査)
3	12月13日	木	○厚生文教常任委員会(議案調査)
4	12月14日	金	○議案調査
5	12月15日	土	○議案調査
6	12月16日	日	○議案調査
7	12月17日	月	○議案調査
8	12月18日	火	○議案調査
9	12月19日	水	○本会議 ・一般質問
10	12月20日	木	○本会議 ・一般質問
11	12月21日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成30年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成30年12月11日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(選挙)

選挙第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会議員定数条例の一部を改正する条例

発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村老人福祉センター)

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村デイサービスセンター)

議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村生涯郷土工芸館)

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村自立支援センター)

議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について (大谷時計台児童館・木原城山児童館)

議案第12号 平成30年度美浦村一般会計補正予算 (第4号)

議案第13号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第14号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第15号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第16号 平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第17号 平成30年度美浦村電気事業会計補正予算 (第1号)

1. 出席議員

1番 松村 広志 君

2番 竹部 澄雄 君

3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	平野芳弘君
保健福祉部長	吉田正己君
経済建設部長	北出攻君
教育次長	中澤眞一君
総務課長	山口栄美君
企画財政課長	菅野眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青野克美
書記	木村弘子
書記	高松良幸

午前10時00分 開会・開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと

思います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成 30 年第 4 回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

平成 30 年ももう 12 月に入り、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節となってまいりました。

議員各位には村政に携わる中、村民とともに村政にご尽力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

師走の用事の多い中、各自ご自愛をいただき村政発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

国際的には、アメリカと中国の貿易関税の妥協策が見出せない状況が続いております。

GDP 第 1 位のアメリカと 2 位の中国がそれぞれの国益を第一に掲げてせめぎあい、他国は蚊帳の外で見守るのみであります。

世界中が IT を駆使し、人工知能 AI が代行する中、情報は瞬時に世界を駆けめぐり、人々が共有できる社会になりつつあります。

全世界の情報も必要であります、一喜一憂しない国民が安定した社会生活をするための施策を国には考えていただきたいと思っております。

国内では、来年 4 月に、平成天皇が退位し 5 月 1 日に新天皇が即位し、新たな元号のもと日本の新たな時代の幕開けとなります。

茨城県では、12 月 9 日に県議会議員選挙の投票が行われ、新たな県政に向けての取り組みと来年の国体を茨城の魅力度アップにつながるような県、市町村の役割は重要になってくるものと思います。

美浦村においては、11 月に行われました産業文化スポーツフェスティバルで、体育祭を取りやめスポーツフェスティバルとして産業文化祭に合わせたことが、担当した部署においては大変なところもありましたが、ほぼよくできたと思っております。

反省会に改善点の話も出ましたが、次年度に向け、三つの会場の時間調整を改善できればスムーズにできることが確認できました。

議員各位にもご参加ご協力をいただき、ありがとうございました。

今定例会の提出案件は、議案第 1 号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが 1 件、議案第 2 号で、美浦村固定資産評価委員会委員の選任についてが 1 件、議案第 3 号で、美浦村印鑑条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 4 号で、美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 5 号で、美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 6 号で、美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 7 号で、公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）が 1 件、議案第 8 号で、公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）が 1 件、議案第 9 号で、公の集計施設の指定管理者の指定について（美浦村

生涯郷土工芸館)が1件、議案第10号で、公の施設の指定管理者の指定について(美浦村自立支援センター)が1件、議案第11号で、公の施設の指定管理者の指定について(大谷時計台児童館・木原児童館)が1件、議案第12号で、平成30年度美浦村一般会計補正予算(第4号)が1件、議案第13号で、平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)が1件、議案第14号で、平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)が1件、議案第15号で、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)が1件、議案第16号で、平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)が1件、議案第17号で、平成30年度美浦村電気事業会計補正予算(第1号)が1件の17案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長(沼崎光芳君) 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長(沼崎光芳君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

9 番議員 椎名利夫君。

10 番議員 下村 宏君。

11 番議員 林 昌子君。

以上、3名を指名いたしました。

○議長(沼崎光芳君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沼崎光芳君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの11日間と決定いたしました。

○議長(沼崎光芳君) 日程第3 選挙第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に欠員が生じたため、稲敷地方広域市町村圏事務組合同約第6条第3項の規定に基づき、組合議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

これより指名いたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、椎名利夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました椎名利夫君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました椎名利夫君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました椎名利夫君が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 4 発委第 1 号 美浦村議会議員定数条例の一部を改正する条例及び日程第 5 発委第 2 号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 石川 修君。

○委員長（石川 修君） 発議第 1 号 美浦村議会議員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この美浦村議会議員定数条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員全員で構成する美浦村議会地方自治研究会において、前回の選挙後から 3 年以上の期間をかけ鋭意検討をまいりました。

地方自治研究会の主な発言を申し上げますと、平成 27 年 8 月に行われた前回の美浦村議会議員選挙は無投票であったこと、当時に比べて人口が 500 人以上減少していること、議員定数の削減により、経費の削減が図られることなどを総合的に判断し、議員定数を削減すべきであるという意見がございました。

また、住民の意見を広く多く聞くためには、現行のほうが良いのではないか、行政のチェックを行うことなどを考えると、定数を削減すべきではないのではないかなどの意見も

出されました。

議会は民主主義及び地方自治体の根幹をなす重要な機関であることにしても、現在の地方自治体の行財政の実情、あるいは住民感情といったものを考慮したとき、議会みずから襟を正し、議員定数の削減をもって率先して行財政改革を図っていかなければならないし、また、そうすることが社会の情勢でもあると考えております。

議員定数については、各自治体が独自に決定することになっており、何名が妥当なのが見記されていないため、検討に検討を重ね、地方自治研究会において、2人の定数削減することに賛同を得られたため、議会運営委員会委員長でここに上程した次第でございます。

議員定数を現行の「14人」から「12人」に改正するものです。この条例は、次の村議会議員選挙から適用になります。

なお、議員定数削減による議会機能への影響や民意の反映については、議員個々が研さんを重ね、なお一層の努力・資質の向上と議会の活性化を図ることによって、住民の負託に十分答えることができるものであると思います。また、ぜひそうしなければならないと考えております。

続きまして、発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

発委第1号で、議員定数を14人から12人と改正することから、委員会条例に規定する常任委員会委員の定数の改正とあわせ、同委員会の機能強化のため、総務委員会と経済建設委員会を統合、名称を「総務経済委員会」とし、現行で三つの常任委員会であったものを二つの常任委員会に再編、おのおのの委員定数を6名とするという改正を行うものであります。また、議会運営委員の定数を「4人」を「5人」に改めるものであります。

なお、この改正条例は議員定数条例に関連するものでありますので、次の選挙後、初めて招集される議会の会期の始めから適用することにいたしております。

以上、大変簡略な説明で恐縮ではございますけれども、十分にご審議の上、ご趣旨にご理解の上、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 発委第1号 美浦村議会議員定数条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第7 議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号、2号について提案理由の説明をする前にですね、ただいま、議員提案ということで、議員定数の条例の一部を改正する条例、また、委員会条例の一部を改正する条例が、石川議員の提案で——これも、3年近く自治研究会の中で、それぞれ議員全員が研究を研究会の中で、質疑を重ねてきた結果、先ほどは満場一致で採択をされたということは、今全国に926町村があります。

美浦村のこの議会改革は、美浦村の議会として、全国1の改革をした長野県南箕輪村を視察した経緯があるかと思えます。改革を進めるということはすばらしいことで、それはいかに美浦村の議会がどう機能しているかが問われる一面ではないのかなと思えます。

南箕輪村を研修した後のいろんな話を聞きますと、南箕輪村では改革が行き過ぎたというような話も聞かれるという話がありました。しかし、美浦村では、南箕輪村に負けない

議会改革を率先して進めてきていることは、執行部も改めていろいろな面で改善をしていかなければならないという、重い課題も与えられたのかなというふうに思っております。ぜひ、美浦村議会がこの改革によって、当然、住民に認識され、また、全国の町村会のほうからも、いろいろな意味で機能する美浦村議会として称賛されればうれしい限りであると思っております。

それでは、議案第1号、第2号についての提案理由の説明をさせていただきます。

美浦村固定資産評価委員会委員の選任についての議案でございますので、一括して提案理由を説明させていただきます。

議案書6ページと7ページになります。

美浦村固定資産評価審査委員会の選任設置につきましては、地方自治法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち2名が来年3月12日をもって任期満了となることに伴い、古渡和夫氏を再任し、坂本薫氏を新たに選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

お二人は、ともに税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ずご尽力くださるものと確信しております。

なお、経歴につきましては、別紙資料をごらんくださいますようお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第3号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例から、日程第22 議案第17号 平成30年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの15議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例から、議案第17号 平成30年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの15議案について、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号からご説明いたします。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、コンビニストアで印鑑登録証明書を交付できるよう、交付根拠の規定を追加するものでございます。

加えて、性同一性障害など性的マイノリティへの配慮に基づき、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を削除するための条例の一部を改正するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

本村では、当初固定資産税賦課業務の補助資料として用いる目的で、法務局の登記情報を基に「土地台帳」を整備し、住民サービスの一環として希望者の閲覧に共してきました。

しかし、近年「個人情報保護法」の施行や「住民基本台帳法」の改正による閲覧制限が行われるなど、国民の個人情報に対する考え方は大きく変化しております。

このような社会の変化を踏まえ、今後は、土地の所有者の方々に関する個人情報の取り扱いに、より慎重に期すべく、平成 31 年 3 月 31 日をもちまして、土地台帳の閲覧を廃止することといたしました。

本議案につきましては、当該閲覧の廃止に伴い、所要の見直しをするもので、同条例第 2 条第 1 項第 24 号に土地台帳閲覧手数料が「1 簿冊につき 300 円、1 簿冊増すごとに 300 円」となっておりますが、これを削除するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第 5 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

この美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、市町村が行う医療福祉施策、マル福と呼んでいる医療費自己負担分の助成に対し茨城県が対象経費の 2 分の 1 を補助する制度であります。県が平成 31 年 4 月 1 日から対象者に精神障害者保健福祉手帳の 1 級保持者を加えることとしており、美浦村医療福祉費支給に関する条例について、対象者を追加するものでございます。

また、県補助金の対象とならない村単独事業の「マル美」につきまして、高校生相当の外来分も平成 31 年 4 月より対象といたしますので、該当条文の改正を行います。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第 6 号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

本改正は、国民健康保険運営協議会委員の定数の変更と基金の処分にかかわる条文の改正であります。

第 2 条の運営協議会委員の定数につきましては、現在 3 区分それぞれ 5 人ずつの 15 人となっておりますが、県内市町村の委員数などを参考に各区分ごとの委員数を 4 人ずつとするものであります。

第 17 条につきましては、制度改正により県が運営主体となったことにより村が医療費を払う仕組みではなくなり、医療費の支払い義務の文言が不要となったため、該当する条文を削るものでございます。

当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

ります。

続きまして、議案第7号から15号までの公の施設の指定管理者の指定について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書の14ページからになります。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成31年度より指定を予定しております公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

議案第7号の美浦村老人福祉センター及び議案第8号の美浦村デイサービスセンターにつきましては、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

議案第9号の美浦村生涯郷土工芸館につきましては、公益社団法人美浦村シルバー人材センターを指定管理者として、議案第10号の美浦村自立支援センターにつきましては、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会を指定管理者としてそれぞれ指定するものでございます。

また、指定期間につきましては、平成31年4月1日より平成34年3月31日までの3年間とし、指定にかかわる協定書については、毎年取り交わす予定であります。

以上、議案第7号から第10号、公の施設の指定管理者の指定についての概要をご説明申し上げます。

続きまして、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

大谷時計台児童館及び木原城山児童館につきましては、運営を指定管理者シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社をお願いしているところであります。期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であり、本年度末で契約の満了日となっております。

次期指定期間となる平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理業務について、施設の安定した管理運営と放課後児童健全育成事業の充実に向けて公募により募集し、総合的な評価審査を行った結果、株式会社明日葉を指定管理者とするものであります。

続きまして、議案第12号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ3,651万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ61億8,827万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年度実績等を勘案した社会保障給付費等の増減調整及び緊急性を

要する事業等につきまして計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、22 ページから 23 ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

28 ページをお開きいただきたいと思います。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業で、障がい者福祉サービス利用者の増等により、障がい者福祉サービス費 1,957 万 3,000 円の増額補正を行うとともに、平成 29 年度の国庫負担金の精算による国庫支出金等返還金 149 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、医療福祉費の医療福祉事務費では、総額 221 万 7,000 円の増額補正をお願いしております。

医療福祉制度には、県と村が共同運営する通称「マル福」と村独自の制度、通称「マル美」がありますが、平成 31 年 4 月から村独自の制度も県制度と同様に受給者証を使用できるようにし、医療機関窓口での支払いを軽減する助成方法へ変更する予定としております。この助成方法変更に伴う申請書及び受給者証の印刷製本費として 20 万 3,000 円、これらの郵便料として 18 万円を計上いたしております。

また、平成 29 年度の県補助金の精算による県支出金返還金 183 万 4,000 円を計上いたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費で、車の誤操作等による建物への突入を防止するための車どめ設置工事費 118 万 8,000 円を計上いたしております。

次の、子ども・子育て支援事務費から児童措置の児童手当経費では、本年度実績を勘案し、給付費等で増減の調整を行っております。

続いて、農林水産費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費では、新規事業として地域産品直売場運営費を設け、みほふれ愛プラザ地域産品直売所に対する運営費補助金 400 万円を計上いたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

災害対策費では、屋外防災行政無線事業費で 196 万 7,000 円の減額補正をいたしております。屋外防災行政無線保守管理委託料につきましては、本年度 3 月までを試用期間としましたので、保守管理が必要なくなりましたので 232 万 2,000 円を減額し、また回線使用

料が必要となりましたので 35 万 5,000 円を計上いたしております。

最後に、公債費について申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成 19 年度に借入を行った臨時財政対策債の利率見直し及び平成 29 年度借入額の確定等により、元金償還費で 51 万 8,000 円の増額補正、利子償還費で 76 万 7,000 円の増額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前に戻りまして、26 ページを……〔「今、増額って言ったけど、減額。76 万 7,000 円の減額です、多分。」と呼ぶ者あり〕減額補正です。すいません。

訂正します。

76 万 7,000 円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、26 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、分担金及び負担金について申し上げます。

負担金の民生費負担金では、保育所入所児保育料で、今年度の実績等を勘案し増額補正を行っております。

次の国庫支出金、県出資金については、歳出予算の増減に伴うものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、電気事業繰入金で、平成 29 年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9 月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決をいただいた 3,454 万 7,000 円の計上をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1,911 万 9,000 円を減額することといたしまして、12 月補正後の繰入予算額を 7,051 万 6,000 円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入では、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会事業推進交付金 300 万円の交付がありましたので、300 万円を新たに計上いたしております。

以上、今回の平成 30 年度美浦村一般会計補正予算（第 4 号）の主な概要について申しあげました。

続きまして、議案第 13 号 平成 30 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 38 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万円を追加

し、補正後の予算総額を19億6,768万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出より説明をいたします。

議案書の44ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 総務費の第1項 総務管理費につきましては、国保連合会電算処理委託料の確定による差額調整等で15万3,000円の減額補正をするものであります。

第5款 保健事業費の第2項 特定健康診査等事業費につきましては、歳入の県支出金で保険給付費等交付金の交付額決定により財源振りかえをするものでございます。

第8款 諸支出金の第1項 償還金及び還付加算金につきましては、前年度以前に収納した国税の更正後の還付金に不足が生じるため、20万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書43ページをお開きいただきたいと思います。

歳入関係についてご説明申し上げます。

第4款 県支出金の第1項 県補助金につきましては、今年度の特定健康診査にかかわる保険給付費等交付金の交付額が決定したため、2万2,000円の減額補正をするものであります。

第8款 諸収入の第5項 雑入につきましては、平成29年度特定健康診査負担金の精算交付額が確定しましたので、7万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第14号 平成30年度美浦村農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、まず、第1条では歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,008万6,000円としております。

次に、第2条につきましては、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。

初めに、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、舟子地区施設管理費、信太地区施設管理費及び安中・大須賀津地区施設管理費の汚泥処理委託業務につきまして今年度で契約が終了するため、平成31年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要となることから、農業集落排水処理施設汚泥処理業務委託料につきまして、期間を平成31年度から平成33年度の3カ年とし限度額3,135万9,000円の設定をお願いするものであります。

それでは、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。まずは、歳出予算から申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、施設管理費の安中・大須賀津地区施設管理費につ

きまして、微細目スクリーンや水位計等の修繕により修繕費がかさんだことにより、今後の不慮の故障修繕に対応するため、施設等修繕料として 100 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

前に戻って、51 ページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水事業施設管理費増額補正分の財源として、繰入金の基金繰入金より 100 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、議案第 15 号 平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

議案書 53 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第 1 条で歳入歳出それぞれ 1,400 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 191 万 7,000 円としております。

次に、第 2 条の債務負担行為につきましては、第 2 表のとおり債務負担の追加をお願いしております。

次に、第 3 条では、地方債の変更を第 3 表のとおりお願いするものでございます。

初めに、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。

56 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 条の債務負担行為につきましては、公共下水道事業維持管理費業務にかかわる、汚泥処理委託につきまして、今年度で契約が終了となり、次年度以降の予算執行に当たり今年度中の契約が必要となることから、第 2 表のとおり期間を平成 31 年度から平成 33 年度の 3 カ年とし、限度額 1 億 722 万 9,000 円の設定としております。

また、大型フルカラーコピーシステム賃借料につきましては、平成 29 年度まででリース契約が満了となることから、単年度ごとの再リース契約となり、平成 31 年度分の限度額 2 万 9,000 円をお願いするものであります。

次に、第 3 条の地方債の補正につきましては、公共下水道事業費の増加に伴いまして地方債 900 万円を追加し、公共下水道事業費にかかわる本年度の地方債限度額を 2 億 3,280 万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

61 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の公共下水道事業費につきまして、現在施工中の土屋地区及び布佐地区の下水道工事において、住民からの要望に伴い、単独路線の延伸を行うため 1,400 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

60 ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業費の増額補正による充当財源の見直しにより、受益者負担金について 500 万円の増額補正を、村債の下水道事業債として 900 万円の増額補正を、それぞれお願いするものでございます。

続きまして、議案第 16 号 平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

66 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、保険給付費について、当初見込みより居宅介護サービス給付費の増加が見込まれるため、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費に 2,000 万円を増額計上しております。

また、それに伴い地域密着型介護サービス給付費について 1,000 万円、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費について 1,000 万円、計 2,000 万円を減額計上しております。

以上、平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたしました。

続きまして、平成 30 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書 67 ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、太陽光発電所の保守管理業務委託料 2,133 万 1,000 円の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第 3 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例から議案第 17 号 平成 30 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）までの 15 議案を一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変お疲れさまでした。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、この後等 11 時 10 分から全員協議会を開催いたしますので、ご参集願います。

午前 10 時 52 分 散会

平成30年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成30年12月19日 開議

一般質問

林 昌子 議員
松村 広志 議員
山崎 幸子 議員
石川 修 議員
下村 宏 議員
椎名 利夫 議員
飯田 洋司 議員
竹部 澄雄 議員
塚本 光司 議員

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
部	長	吉田	正己君
保	健	経	済
福	祉	建	設
部	長	北	出
部	長	中	澤
教	育	次	長
次	長	中	澤
		眞	一君

総務課長	山口 栄美 君
企画財政課長	菅野 眞照 君
福祉介護課長	吉原 克彦 君
都市建設課長	吉田 公一 君
経済課長	木鉛 昌夫 君
生活環境課長	圓城 達也 君
上下水道課長	埜口 哲雄 君
幼稚園長	坂本 千寿子 君
大谷保育所長	保科 八千代 君
木原保育所長	永井 弘子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青野 克美
書記	木村 弘子
書記	高松 良幸

午前10時01分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

命を守る対策について3点質問をさせていただきます。

まず初めに、交差点における交通事故で大切な命を落とさないための安全確保について質問をいたします。

資料1をごらんください。

これは、今回開設されました役場東交差点でございます。

以前はT字路でありまして、125号バイパス「美浦村役場東交差点」が十字路となつてからは、右左折するときには危険を感じるという声が多く寄せられていました。写真上のほうは、美浦中央病院のほうから阿見方面に向かっていく交差点の位置ですけれども、あちらに車がとまっていますけど、あの先に道が見えません。ということで、本当に危険な状態のカーブであると認識されております。それでもT字路だったときは、バイパス125号線通過の赤信号が時差式であったために、美浦郵便局側から美浦中へ向かう右折車両が曲がる時間の確保がなされてきました。しかしながら、十字路になってからは時差式でなくなったために、住民からは「交差点真ん中で曲がる時時間がなく、直進車両とぶつかりそうになり何度も危険な思いをした。信号機に矢印をつけてもらえないだろうか」との要望が寄せられておりましたが、バイパス延伸計画があったため、そのままになっていました。そして、過日1週間前の12月13日に大谷交差点からトレセンに向かう道まで交差する125号バイパス開通式が行われ、13日午後2時より開通したことで、今後、交通量もふえ、さらに危険性が増すことは目に見えております。写真の下のほうが、その状況ですが、これはたまたま少ない状況ですが、多くの車が行き交う様子が最近は見受けられるようになりました。

資料2をごらんください。

これは日本損害保険協会「全国交通事故多発交差点マップ」をホームページで発表した記事が茨城新聞に掲載されました。記事の中で示されている内容といたしましては、「事故の多い交差点で起きた事故の形態は、右折時と追突が全体の9割」交通事故の9割がそういう状態で起こっているということです。同協会は「右折する際は、対向車が見える位置までゆっくり前進し、一時停止後、さらに確認して右折することが必要」と注意を促しているとありました。

ただいま、るる述べてまいりましたけれども、以上の点を踏まえて、今後、現状の交差点におけるの坂道カーブによる車両確認のしがたい点、また、新たにできた交差点、それはスーパーカスミを過ぎて、今までT字路行きどまりだったところが今度は十字路になりました。そのところでの安全性の対策が急務であると考えます。改善策を含め、今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） おはようございます。

ただいまのですね、林議員の質問ですね、こちらにお答えをさせていただきたいと思っております。

国道125号バイパス「美浦村役場東交差点」における右左折時、特にですね右折時に危険である旨の住民の声、こちらにつきましては把握しているところでございます。そこで、信号機の時差式や右折矢印信号の設置要望をですね稲敷警察署に提出し、早急なる安全対策をお願いしていたところでありますが、そのような中、まことに残念ではございますが

9月13日に死亡事故が発生してしまいました。亡くなられた方には心よりですね、ご冥福を申し上げるところでございます。安全・安心に通行できるよう、新設された道路により、このような悲惨な事故が発生したことから、早急にですね信号の改善を再度警察署に申し入れをしております。そのようなことから、稲敷警察署ではこの事故を深く認識した上で、信号機の改善では効果が薄すぎるといような見解から、竜ヶ崎工事事務所に対し交差点の抜本的な安全対策を申し入れていただき、急遽ですね交差点の改善対策を実施していただけということになったものでございます。

それでは、国道125号バイパスにつきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所が道路管理者でありますことから、美浦村役場東交差点の安全対策に関しまして、茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認をしておりますので、ご報告をさせていただきます。

当交差点においては、交通管理者である茨城県警察本部や稲敷警察署と道路管理者である茨城県竜ヶ崎工事事務所とで現地立ち会いを行い、応急的な対策について検討をしているところでございます。まずその中で、緊急的な対策といたしまして、看板等により――先ほどですね、林議員のございました写真の中にもあったと思うんですが、あのようなですね、看板等によりまして注意喚起を実施したところでございます。今後は右折レーン等をカラー舗装にすることにより、直進車両及び右折車両の適切な誘導を行うことにより、安全性の向上を図ることとしているようでございます。

さらに、今後の計画としましては、バイパスの利用状況を考慮した上で、交差点改良工事を実施していくこととしており、平成31年度の工事着工に向けて現在ですね、交差点協議等の準備を進めているというという回答を得ております。

なお、工事の詳細につきましては、茨城県警察本部並びに稲敷警察署と交差点協議を行うことになっており、変更等の可能性もあることから、現段階では計画図面等を公にすることはできない状況にあるとこのことでございます。

このようなことから、計画図面等にかかわる資料として、茨城県竜ヶ崎工事事務所の確認了解を得た上で、現段階における交差点の改良のイメージ図を掲示させていただきたいと思っております。

青の破線で示しているのが、国道125号大谷バイパスでございます。ほぼ真つすぐな路線形状となっております。赤の破線で示しているのが旧125号になります。稲敷市方面ですね、中央病院方向からの通行につきましては、左に大きくカーブをし、バイパスに直角に接続する形状となります。また、土浦・阿見方面からの通行につきましては、直接バイパスには接続せず、稲敷方面からの旧国道125号にT字路に接続し、一時停止する形となります。

何度も申し上げているとおりですね、あくまでも現段階の交差点改良のイメージということでご理解をいただきたいと存じます。このことにより、交差点が交流館側に移動となり、平たんな場所のT字路となるため、安全性はかなり上昇するものと期待をしているところでございます。村といたしましても、同交差点の安全性が早期に確保できるよう県に

協力してまいりたいと考えているところでございます。また、今般の国道 125 号大谷バイパスの開通に伴い、B 地区の交差点が、これまでの T 字の形状から形状が十字の交差点となりました。

当該交差点につきましては信号がつかないため、これまでも「止まれ」の交通規制表標識と路面表示を設置し、加えて注意喚起のために「交差点あり、スピード落とせ」「交差点注意」の二種の看板の設置及び「交差点注意」の路面標示を行い通行の安全確保に努めてきたところでありますが、さらなる通行の安全を図るため舗装路面に凹凸をつけて減速を促す「道路鋏」の設置等の対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 部長も言われましたように、交差点事故でお亡くなりになられた方には、改めてお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

ただいまお示しいただきまして、安全確保がなされる計画を示していただいたことで本当に安心をいたしました。交差点の早期改善計画は、今回の事故をむだにせず二度と被害者が出ないためにとの執行部や関係部局の思いが伝わってまいりました。

さて、まだ正式ではないながらもイメージ図を作成して説明いただき、とてもよくわかりました。また、B 地区の交差点も実際は広い交差点ですので心配される声が出ていました。

万全の対策がなされており、安心をいたしました。細やかに検討いただいていることが理解できました。これからも「美浦村無事故ゼロ」を目指して対応されることをご期待申し上げます。

続きまして、二つ目の路上駐車における救急車両への影響について質問をいたします。

美浦村住民の車の保有台数は県内トップクラスです。住宅地内においても、自宅駐車場にとめ切れず路上駐車が多く見受けられます。ほとんどの住宅地は、極力近隣に迷惑をかける心配しながらも、住宅地内に路上駐車しているのが現状ではないでしょうか。

ただし、命にかかわる緊急車両が通れないケースは別と考えます。いなほ消防署に確認しましたところ、数カ所の団地で路上駐車により通行が困難で苦慮して通過するため、現地到着が遅くなったケースがあると確認をいたしました。救急車到着がおくれて命の危険にさらされることはあってはならないと考えるのは私だけではなく、皆様の見解でもあると思います。また、消防車が火災で出動するときも同じです。

そこで、救急車や消防車などの緊急車両が路上駐車によって到着がおくれている現状及び注意喚起についての見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

住宅地の路上駐車等についてにつきましては、全国的に問題となっているところであり、緊急車両の通行の妨げになるなど社会問題となっているところでございます。

道路交通法第 45 条第 2 項の規定で、「当該車両右側の道路上に 3.5 メートル以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。」とされておりまして、その条件を満たせない場合は駐車違反となります。他法令に「自動車の保管場所の確保等に関する法律」があり、第 11 条第 1 項の規定で「何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。」とされておりまして。

第 11 条第 2 項の規定では、してはならない行為としまして「自動車が道路上の同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することとなるような行為」並びに「自動車が夜間に道路上の同一の場所に引き続き 8 時間以上駐車することとなるような行為」となっております。

道路交通法の駐車違反との違いとしましては、道路交通法違反の場合は、通称「青切符」と呼ばれる「交通反則告知書」が交付され、行政罰としての過料の支払いが課せられるところでございます。自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の場合は、通称「赤切符」と呼ばれる「告知書」が交付され刑罰となります。つまり、裁判を行った上で罰金刑となります。道路交通法上の駐車違反と見なされる車両が経常的にある場合は、稲敷警察署に連絡をし、取り締まりをお願いすることとなりますが、住宅地内で路上駐車を取り締まりを行う場合は、1 台だけ取り締まるというわけにはいかず、住宅地内に路上駐車をしている全車両を取り締まるということになるというようなこととございます。

道路交通法上の駐車違反ではない車両については、近隣の迷惑や車両の通行の妨げになっていると思われる案件につきましては、稲敷警察署との協力により、車両の移動や駐車場の確保について個別にお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11 番（林 昌子君） 道路交通法の規定で、車を路上駐車する場合に 3.5 メートル以上の余地がないとだめだということを、今示していただきましたけど、緊急車両が通れるスペースを確保して駐車する配慮が必要であるということが今確認できました。そこを、今後とめられる方にはよく注意をしていただけたらと思います。

また、自動車の保管場所の確保に関する法律っていうのは、これは、私自身、きょう初めて伺いました。こういう法律があったんですね。その中で、何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはいけないっていう法律があったということを今回改めて認識させていただきました。また、同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することと、また、夜間においても引き続き 8 時間以上駐車することとなるような行為を違反と定めているということは、本当に今回お示しいただいてよかったなと思いました。来客等で一時駐車をする場合は、大丈夫であると思いますが、自動車の保管場所として一定の場所に一定時間とめるということは禁止されているということが、ただいま確認をできたところでございます。

また、迷惑駐車や通行の妨げになっている車両の移動や駐車場の確保について個別にお願いするとの答弁をいただきました。

そこで再質問ですけれども、路上駐車の実状に関して、いなほ消防署や稲敷警察署と定期的な協議会は設けているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

協議会は設けているかというようなお質問でございますが、現在のところ、いなほ消防署や稲敷警察署との協議会は設けておりません。協議会という形ではなく、明らかに緊急車両の通行に支障があるような駐車車両などの案件があった場合はですね、関係機関と話し合いの場を設けるなどして対策を協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの件は了解いたしました。

今後とも迅速で密な連携を期待しまして、次の質問に移ります。

村として、路上駐車の実状の今後の対策についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

路上駐車は個人のモラルの問題によるところが大きいことから、広報やホームページ等で法令の遵守と一般の車両や緊急車両等の通行の妨げになるような駐車をやめるよう呼びかけを行うとともに、特に路上駐車などが多い地区に対しましては、回覧などにより周知し、改善に向けた対応していきたいと考えているところでございます。

また、駐車車両の陰から子供の飛び出しによる事故の危険性もあるかと思われま。

大切な人命を守るためにも周知を徹底し、マナー向上を目指していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、宅造地の敷地が狭く駐車スペースがとれない区画が多いことが主な原因かと思われましますので、近隣への駐車スペースの確保につきましても、あわせてお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 駐車車両の陰からの子供の飛び出しに関する視点はとても大切ですね、全体観にたつての答弁ありがとうございました。ただいまは、「路上駐車が多い地域へは回覧で周知」との答弁でしたけれども、該当地域への回覧は即すべきではないかと考えられます。

またもう1点、「広報やホームページで呼びかけを行う」と答弁されましたけれども、「道路交通法第45条第2項の規定」や「自動車保管場所の確保等に関する法律違反」についてもあわせて周知する必要があると思うわけですが、この2点に対しての見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

まずは、路上駐車が経常化しているような住宅地の把握を行い、その後、早急にですね回覧をし、駐車場の確保及び路上駐車をしないように注意喚起をしていきたいと考えております。

路上駐車されている場所につきましては、林議員もですね把握されているものと思えますので、後ほどですね生活環境課のほうにお知らせいただければ幸いかと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

また、広報やホームページ上で道路交通法 45 条第 2 項の規定及び自動車保管場所の確保等に関する法律違反を周知させる件につきましては、稲敷警察署と協議をしながら周知に向けて検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは資料の3をお示しいたします。

ごらんください。

過去5年間の救急車と消防車出動件数です。

救急車は、盆暮れ関係なくですね、毎日 365 日出動したとしても、最低1日2会場は出動している計算であります。

消防車は月1回前後の出動ですけれども、常に消火活動できるように、防火水槽の水の量を確認したり、消火栓やホースの点検等を日常的に実施しているのが現状であります。マンホールの上に駐車している方には即移動をお願いしたり、曲がり角地に路上駐車しているために消防車が通れず遠回りをしている現状もお聞きをいたしました。どれだけ日常的に頻繁に村民の命を助けるために出動や点検をしてくださっていることか、改めて敬意を表する次第であります。

9月9日は救急の日と称し、救急車の適正利用が呼びかけられています。

救急車に限らず、救急車両の走行に妨げとなり得ることへの対策は、住民を巻き込んだ積極的な対策が必要になります。今後は、私たち住民ができるちょっとした心がけ「安全な駐車場の確保」のご協力をお願いする啓発活動の充実がなされることを確信して、三つ目の質問に移りたいと思います。

三つ目の質問、防災計画についてです。

美浦村防災計画が平成24年3月策定から6年9カ月たちました。こちらの写真ですけれども、2018年の世相一時であらわすことしの漢字が「災」に決まりました。北海道の地震や西日本豪雨などの自然災害の多発や防災意識の高まりが大きな理由として挙げられました。防災計画が策定された平成24年当時に比べ、頻繁に身近で自然災害が発生をしまして、状況が変化しています。このような状況を踏まえて、美浦村の住民を守るための防災計画の構想をお尋ねいたします。

まず、一点目、住民の防災意識の向上についてどのような見解をお持ちかお尋ねをいた

します。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

現在の美浦村地域防災計画は平成 24 年 3 月に、林議員がおっしゃるように見直しを行いました。この間、国土交通省では平成 28 年に利根川水系霞ヶ浦洪水浸水想定区域の見直しがあり、また、茨城県でもことしですね平成 30 年に地震被害想定の見直しを行っております。これらを踏まえて、平成 31 年度に美浦村地域防災計画の見直しを行っていきたくと考えております。

また村では、いざというときに備え平成 24 年度より美浦村防災訓練を実施しております。

この訓練は、村と地域住民、関係機関が一体となって、防災活動の習熟、防災意識の高揚を図ることを目的として行ってまいりました。今後も引き続き地域住民の防災意識の向上に向けて、防災訓練等、啓発活動を実施していきたくと考えております。

なお、防災計画は美浦村防災会議で作成することになりますが、林議員にも防災士として、また、防災関係は女性が少ないということもございます。女性としてのご意見をいただければ幸いです。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、女性の意見もということで、すばらしい答弁をいただけたと思いました。来年見直しするという中で「防災訓練の充実で防災意識の向上を図る」との答弁でした。現在実施の防災訓練は皆様ご存じのとおり、三つの小学校と美浦中学校を順番に回っております。回を重ねるに従いまして内容が充実して、すばらしい訓練が実施されていると実感しております。参加された方々からも「とても勉強になった」「防災グッズをそろえる大切さがわかりました」との喜びの声。その中で、「こんなすばらしい体験ができるのに参加者が少なくもったいない」とのご意見も多く伺います。

平成 31 年度に防災計画見直しとの答弁でしたけれども、平成 31 年度で防災訓練場所も各学校をちょうど二巡し終わる年となります。ちょうど区切り目です。ということで、2020 年度以降の取り組みといたしまして、多くの参加者で防災訓練ができる企画を考えられないものでしょうか。

そこで、1 例を示させていただきます。

防災訓練日を学校の登校日として、全児童対象に実施した実施例であります。

資料 5 をごらんください。

ことし 10 月 27 日に行われました、小美玉市羽鳥小学校で実施されました「親子で、地域で、防災教室」これは約 900 名近くの参加をもっての実施をされました様子です。許可を得まして、「広報おみたま」掲載記事を掲示させていただきました。内容としましては、1・2 年生が「ぼうさいダック」——絵を見まして避難体制を体で覚えるゲームですね。また、「新聞スリッパ」これはことし大谷小でも実施させていただきました。あと、「○

×クイズ」等、1・2年生でもわかりやすい内容を体験していただきました。3・4年生では「レジ袋消火」また、「ロープワーク」「起震車」阪神大震災の体験ですね、美浦でも実施しております。また、「煙体験」を3・4年生で実施しました。5年生では何と「避難所運営ゲーム（HUG）」を実施したんですね。でも、ほんとに熱心に行われておりました。

6年生においては「AED」「担架の体験」また、「救助袋体験」と細やかにその学年に見合った内容を実施されておりました。5・6年生の体験においては、地域の参加団体の方も一緒に参加をされておりました。皆さん最後まで熱心に見聞きしていて、とても好評だったということです。

災害があったときに主体的にかかわるのは、学校の先生・保護者・地域の皆様方です。

多くの人々の防災意識の向上につながるこのような取り組みを、2020年度以降の計画に美浦村も盛り込めないものかお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

防災訓練は多くの住民の方々に参加いただけるような工夫が必要と考えております。その中で学校の全児童を対象にすることも一つの案として、今後、調整をしていきたいと考えております。学校とのいろいろな調整、あるいは参加者との調整がありますので、今後検討させていただきたいということで答弁したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 羽鳥小学校においてはですね、やっぱり校長先生の意識が高かったということです。現在美浦村でも学校を提供していただき、校庭や教室と体育館等も提供していただき、学校関係の皆様のご協力とご理解いただいて美浦村も実施させていただいておりますけれども、やはりその多くの方に来ていただき体験していただくことが、より、美浦村に大きな地震が起きたときに、実際にかかわるのが今の小学生、中学生の方に核となって人を助けていただくようになっていく、そういう年代層だと思います。そういう意味で今回このような例を提示させていただきました。そういう意味で学校関係を開放するということはとても安全上、とても厳しい制約があるかと思いますが、調整のほうをお願いしたいと思います。ぜひとも前向きな検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

地震や自然災害等、一旦災害が発生すると、全ての住民が被害者となり、役場職員にあっても対策本部を立ち上げと諸準備により現場には即、到着ができない、またはみずから負傷し災害時の業務に対応できないことも想定をされるわけであります。住民が避難所にたどり着くのも大変な状況ではありますけれども、避難所開設と運営には、被災者同士で協力し合っていかなければいけない状況が想定されます。1人でも多くの住民に協力をいただき、円滑な避難所運営が確保されることが住民の生命を守る一つかと思っております。被災経験のない方が突然できることではありません。想定の実シミュレーションができる、近しい

体験をしていただく必要があります。実際に多くの被災地では、地元の区長さんや議員、PTAの役員さんなど地域に深いつながりのある方が避難所運営に当たったりしております。

そこで、本村としてそのような方々に住民参加型の避難所運営ゲームや避難所で健康を害する状況を産んでいるトイレ不足を緩和するために必要な簡易トイレづくりの講習など、災害に強い地域づくりのための具体的な方策についてお伺いをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

住民参加型の「避難所運営ゲーム」略してHUGでハグということでございますけれども、これは避難所において、その状況の理解と適切な対応を学ぶゲームとして、避難所運営に非常に有効なものと考えております。また、簡易トイレ手づくり講習につきましても、実際の災害時には非常に重要なことのひとつであると考えます。

ただし、それぞれ単独での事業の実施は、集客・参加者等の問題もあり、困難であると考えております。今後の美浦村防災訓練等の中に取り入れていければと考えております。

さらに、今年度は民生委員の方々にも避難所運営ゲーム（HUG）を体験していただきましたが、各種団体にも希望があれば貸し出しを行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 避難所運営ゲーム（HUG）を村内で初体験をされたのが民生委員さんというすばらしい取り組みを伺いまして、改めて担当者には敬意を表する次第でございます。まずは取り組みやすい事業に取り入れていただけたらと思います。

ただいま避難所運営ゲーム（HUG）に関して「各種団体にも希望があれば、貸し出しを考える。」と言われました。内容がわからないものは希望できないと思います。「区長会」「自主防災組織活動されている地域の方々」にモデル的に体験していただく働きかけが必要と考えますが、その点いかがをお考えをお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、自主防災組織として村内には7地区ございます。その中で2地区が積極的に活動を行っておりますので、その団体に作業というか、ゲームできるかどうか、団体と相談させていきたいと考えております。また、区長会等ですね、単独で事業をやるというのも困難なものもございますので、いろんな団体との共催、あるいは、ほかの行事での開催等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） この事業はとても大切なことであると思っておりますので、住民の皆様の理解が得られるまでの取り組みをよろしくお願ひしたいと思っております。

台風時には、災害対策本部を早々に設置をして、被害が想定される「高橋川周辺住宅地」や「崖崩れ想定地域」等々に早期情報提供をして被害を最小限に防ぐ努力をされていることは認識しております。しかしながら、その他の多くの方はあまり身の危険を感じることなく時を過ごしている様子がかがえます。昨今、地震が頻繁に起こっております。大型の地震発生に関しては想定外の出来事として必ず美浦村にも起こりうる現象です。自分の身は自分で守るという心の準備は必要不可欠であります。そこで、広報紙・ホームページ等で「シリーズ防災減災コーナー」を設けて、住民への啓発ができないものかどうかお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

広報紙・ホームページ等で「シリーズ防災減災」コーナーの掲載につきましては、現状を申し上げますと、情報の提供をいただければ毎月でも掲載は可能でございます。しかしながら、担当職員が独自に作成するとなりますと、困難なものがありますので、関係機関からの情報提供を受け、また、専門家の方にも助言をいただきながら掲載できればと考えます。

林議員は防災士ということでございますので、ご指導ご助言をいただければ幸いです。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長が申されましたように、平野総務部長も防災士でいらっしゃいますのでともに頑張りたいと思いますが、シリーズ防災減災コーナーは私も含めて村内に防災士の方がいらっしゃいます。そういう方々に協力していただくのもありではないでしょうか。さらなる充実を期待させていただきます。

最後に村長に伺います。

「住民の命を守る」との観点で、ごく一部ではございますが三つの角度から質問をしてみました。村長も総務部長と同じ見解であると承知はしておりますが、震災時の対応として、先ほど部長が申されましたように、女性の細やかな感覚と感性は重要であります。美浦村にも女性消防団員がいます。今以上に女性目線を盛り込んだ「防災計画策定」と防災訓練の充実には女性消防団員の活躍の場が必要であると感じております。その点も加味して、安心・安全な美浦村、村民約1万5,000人の命を守る責任者」としての村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、改めましておはようございます。

第4回美浦村議会定例会にきょうはですね、美浦大学の皆さんが傍聴をさせていただいております。なかなかこういう機会を得ることは少ないということで、議員のほうもいろんな張り切って質問をさせていただきます。

議員おっしゃるように、今は災害は予知できないという部分もありまして、この地域は

安全だということも、もうない。確かに、先ほどもありましたように、6年9カ月前に東日本大震災が起きたときには、これは予期しない、こういう災害がなぜ起きるのかな。当然、自治体でもこういう対応をいかにどうするかってというのは、できていなかったのが現実です。

福島第1原発がああいう大きな事故になりましたけれども、美浦村でも東日本大震災では、全壊が2棟ありました。そして、半壊が19、あと、一部損壊はもうかなり多くありまして、当時、屋根瓦が落ちたりいろいろして、美浦村はあのときに2時46分に東日本大震災が発生したんですが、3時前に対策本部を立ち上げて、ちょうど3月11日で議会も第1回議会定例会この場所でやっていたんですが、議員の皆様も控室へ行ったときに大きな地震があって、この上にあった蛍光灯が落ちてきた記憶がございます。議場で、議会ができないということで美浦中学校の教室を借りて議会を進めた経緯があります。

林議員おっしゃるように、「備えあれば憂いなし」なんですけれども、どの程度までの備えが必要か。今、防災士ね、林議員もやられておりますし、先ほど答弁しました平野総務部長も防災士を持っておられます。女性の視点からということで今、林議員のほうから女性消防団の話が出ました。女性消防団は、女性であれば避難してきた女性の方のある程度の心境も配慮できるのかなという部分がありまして、できれば、女性消防団も人数は9人おります。

一般の方は2人しかおりません。役場の職員の中で女性消防団の方が7人おります。でも、もっと一般の方がふえていただくこと、そして、できれば、防災士の資格をとっていただいて、毎年行っている防災訓練にご援助をいただければ、地域の安全安心がより守られてくるのではないのかなというふうに思っております。

ことで7回目の各小学校を会場にしてやってきました。でも、1番最初に行った安中小学校のときが1番参加者が多かったのかなというふうに感じております。だんだん少なくなってきた、時がたつにつれてその意識が、住民の意識も薄れてきているのは、これは時とともにそういうなっていくのかな。ことし行った大谷小学校の防災訓練では、なかなか体験できない県の防災ヘリも来ていただいて、いろんな体験をできるようなことを村としては、防災担当が一生懸命やっておりますので、それでも住民の意識は、それほど災害に対する意識が——勉強しようという、訓練に参加しようという意識が少なくなっているのかなというふうには見受けられます。

ぜひ、いろんな視点で広報を通じて出していただければ、部長はいつでも情報をもらえれば載せていきたいというような話もしております。ぜひ、地域の安全は地域で、まずは守る。

自助・共助・公助いろいろあるかと思っておりますけれども、ぜひ、視野の広い議員の皆さんから情報をいただきながら、よその自治体になく強い防災意識の構築ができれば、1番いいのかなというふうに思っております。

ぜひ、林議員におかれましては、美浦村の防災のトップランナーとして、これからもい

ろいろとご提言ご教授いただければ幸いですのでよろしくお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 役場職員の日常の業務の中で、大切な村民1万5,473名きょう現在です。その人の命を守ることが職員としての使命であり、自分の働きで1人でも守れたら誇りと感じられる職員の人材育成は村長にかかっていると思います。そういう意味でただいまの答弁をいただき、村長みずからが防災の意識を持ち、今後も住民の安心・安全のために取り組むんだ、との心構えを伺ったように感じました。

震災に関しては、釜石の奇跡のように、誰1人震災被害者を出さない、そういう取り組み、また、全般的に考えますと、住民の心に寄り添い、安心・安全な美浦村への取り組みがなされますことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） おはようございます。

1番議員の松村です。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、「認知症ケアに革命を起こす」とまで言われる介護の取り組み、「ユマニチュード」についての質問をいたします。

介護現場ではこの取り組みにより、認知症の方からの攻撃的な行動や徘徊が減り、スタッフや家族の負担が大きく軽減された、との喜びの声が数多く報告されております。

認知症高齢者が穏やかな人生を取り戻す技法として、注目を集めている「ユマニチュード」の取り組みについて本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） おはようございます。

松村議員のご質問にお答えいたします。

ユマニチュードの取り組みということでご質問をいただきました。

議員のご質問の繰り返しになる部分もございますが、ユマニチュードとは、認知症の人のケアをするためフランスのイヴ・ジネスト氏とロゼット・マレスッコティ氏により開発された方法で「見る」「話す」「触れる」「立つ」この四つの柱による150を超える技法が、認知症の患者さんの不安や恐怖を和らげることができ、ケアの新常識とまで言われる方法でございます。

ユマニチュードは「目の高さを同じにし、近い距離から見つめる」「優しく話かける」「スキンシップをとる」などのコミュニケーションを基本とするもので、人としての尊厳を大切にしながら接することで、認知症の人が穏やかに過ごせるようになると言われております。

介護医療の現場では、ユマニチュードという名称は使われなくとも、このようなケアを実践されている方は少なからずいらっしゃると思われま。村内のデイサービスを含めた介護施設でも、このような四つの柱はもとより、利用者の意思及び人格を尊重し、日々サービスを提供していると伺っております。

認知症サポーターの養成講座の中でも、ユマニチュードという言葉は特に使っておりますが、認知症の方と接するときには心がけることとして、三つの「ない」「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」を基本姿勢として、ユマニチュードの手法に近い「温かく見守る」「優しく声をかける」「適切な手助けをする」などにより、コミュニケーションをとることが大切であることをご案内しており、講座の参加者には、認知症に対する理解を深めていただいているところでございます。

ユマニチュードとは、「人とは何か」「ケアをする人とは何か」を問う哲学と、それに基づく実践的な技術から成り立っており、絆をつくることがケアの中心に置かれております。

形だけまねするのではなく、各技法の意味をきちんと理解し、実践する意識を強く持つことが求められるものと考えます。

ユマニチュードによるケアは、患者の尊厳が保たれ、介護される人は穏やかになり、介護する人も楽になるという非常に興味深い取り組みでございますので、村といたしまして、介護現場の意見を聞きながら研究をしてみたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

ユマニチュードとはフランス語で「人間らしさ」を意味します。「優しい心」は、「優れた技法」に宿る。ユマニチュードとは認知症の人や高齢者に限らず、ケアを必要とする全ての人に向けたコミュニケーションの哲学であり、同時にその哲学を実現させるための技法でもあります。

先にご紹介いただいた、イヴ・ジネスト氏とロゼット・マレスコッティ氏は、みずからの現場での経験に基づき、介護を受ける側の尊厳についてこう述べております。「自分が自己の尊厳を感じるかは、相手からのまなざしによって定まる」と。「尊敬は尊敬を生む。軽蔑は軽蔑を生む。」鉄人の箴言である。人と人との関係性を問うケアの哲学が今ほど求められているときはないと言えます。自他ともに心豊かな介護の環境づくりは、必ず地域の安定につながります。本村の積極的な取り組みをお願いし、この質問を終わります。

続けて、認知症サポーターについて質問いたします。

第2回定例会でもご答弁いただき、その後の積極的な取り組みのおかげで、サポーターの数も認知の広がりとともに増加しているようであります。しかし、さらなる介護時代を迎えるに当たって、より積極的な取り組みが必要と思われま。

本村の今後の目標についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

認知症サポーターにかかる今後の目標につきましては、サポーターの設置目標を毎年、茨城県が市町村ごとに年間の養成目標数を算出しておりますが、村としましては、できるだけ多くの住民の皆さんに認知症についての普及啓発を図りたいと考えております。そのため、「何人をサポーターとして要請するのか」という「人数」での考えではなく、村全体で認知症の人やそのご家族に理解のある村にしていくことを目標としております。

今年度は、村職員が認知症に対する理解を深めることは非常に大切であると考え、職員向けのサポーター養成講座を実施しております。さらには、議員の皆様にも受講していただき、「オレンジリング」を配付させていただきました。そのほか、一般向けの養成講座も実施し、三つの講座合わせて 202 名の皆さんに受講をしていただき、本村の累計養成者数は、現在 744 名となっております。

サポーター養成講座の受講者の皆さんには、認知症についての正しい知識を得ることをきっかけに、地域のさまざまな場面で、認知症の人やそのご家族を温かく見守る応援者として、それぞれが、それぞれの場面でできる手助けをしていただければと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1 番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。今後とも積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

続きまして、生活困窮者支援のための食堂の検討についてお尋ねいたします。

近年、生活支援の一環とした子供向けの食堂が全国に広がっています。背景には、親の経済事情などから生活の貧困が進み、国内では 7 人に 1 人の子供が生活貧困にあると言われています。それが、そのまま子供たちの食事や栄養の偏りにつながっています。

世帯収入と子供の栄養摂取の関係を研究している新潟県立大学の村山教授によれば、「低所得の家庭の子供は朝食の欠食率が高くなる。また、野菜を食べる頻度が少ない反面、魚・肉の加工品やインスタント麺を食べる頻度が多くなっている。」との調査結果を明らかにしております。

本村でも少なからず、さまざまな理由から不安定な食生活に置かれている子供たちは存在いたします。

本村の取り組みについて意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

生活支援食堂、とりわけ、「子ども食堂」につきましては、経済的困窮のために十分な食事がとれない子供や、親の都合で 1 人で食事をする子供など、さまざまな家庭事情にある子供たちに無料または低料金で食事や居場所を提供する活動として、全国的に広がりを見せてきている取り組みではありますが、飲食店が行うものや、地域の方が公民館で行うも

の、有志のグループが自宅で行うものなどさまざまな形態がございます。

事業展開される方が熱意のもと自主的・自立的に運営がなされているものと考えますが、国や県で進められる生活困窮者支援に対する具体的な制度施策を踏まえ、村として対応しなければならないもの、あるいはNPO法人や任意団体が自発的に展開した場合の支援策の必要性など、村として可能な支援対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

現在、全国の子ども食堂は約2,000カ所にまで広がっています。我が美浦村においても、全ての子供たちがより安心と希望を持って暮らせる地域になるよう、ぜひ前向きな取り組みを要望し、この質問を終わります。

続いて、最後の質問をいたします。

「誰も置き去りにしない」との崇高な理念のもと、2015年9月に国連サミットで採択された、SDGsについて本村の取り組みを伺います。これは国連創設70周年となるこの年に193の加盟国が地球の未来をつくる一つの文書として全会一致で採択したものです。我々の世界を変えるため、持続可能な開発のための2030アジェンダであります。アジェンダとは、予定表や行動計画を意味します。この2030アジェンダでは17の目標と169のターゲットからなる開発目標が掲げられております。ここでの詳細説明は割愛しますが、SDGsのゴールを設定するときのポイントは3点となっております。1、貧困の根絶（経済・社会開発）と持続可能な社会（環境保全）の両立2、不平等（格差）の是正3、開発途上国だけでなく全ての国に適用される。このSDGsについては、昨年3月の質問の折少し触れましたが、その後も多くの自治体や企業・団体・スポーツ・教育界にわたり積極的な取り組みが進んでいるようです。県内でもことし、つくば市が「SDGs未来都市」の選定を受けており、その取り組みはさらに広がるものと考えられます。本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘の「SDGs（エスディーゼズ）」は、その前段階として国連では2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標統合したミレニアム開発目標を2001年に策定しています。

これは「MDGs（エムディーゼズ）」ということでございますけれども、発展途上国向けの開発目標として2015年を期限として、一つ目が、貧困・飢餓 二つ目が、初等教育 三つ目が、女性 四つ目が、乳幼児 五つ目が、妊産婦 六つ目が、疾病 七つ目が、環境 八つ目が、連帯 の八つの目標を設定しました。MDGsは——SDGsの前の計画ですね、一定の成果を達成した一方で、未達成の課題も残されました。

そこで国連では、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で「持続可能な開発のた

めの2030アジェンダ」先ほど松村議員がおっしゃったように、アジェンダでは実施すべく計画ということになりますけれども、これは「誰1人残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標を掲げています。

先ほどの資料にありましたけれども、その目標をSDGsと呼び、その特徴は、次の五つのものがあります。一つとして、普遍性 先進国を含めて全ての国が行動すると、二つ目として、包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、誰1人取り残さない、三つ目が、参画性 全てのステークホルダー——政府、企業、NGO、有識者等をいいますけれども、役割を果たすと、四つ目として、統合性 社会・経済・環境は不可分であり、総合的に取り組むと、

それから五つ目が、透明性 モニタリング指標を定めて定期的にフォローアップするという五つでございます。

個々の17の国際目標——先ほどレジュメでありましたけれども、それには細かいことは触れませんが、日本においても2016年5月にSDGs推進本部を立ち上げ、12月には八つの優先課題を掲げた「SDGs実施指針」を国でまとめています。2019年までには最初のフォローアップを実施するというようにしています。

議員ご指摘の自治体におけるSDDsについては、既に政府が進めてきた「環境未来都市」構想の手法がSDGsの推進に活用できるものであり、2017年11月には「環境・社会・経済」をキーワードとして「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」を取りまとめています。

SDGs未来都市として県を含む29都市が選定されており、県内ではつくば市のみが選定されています。つくば市は「世界のあしたが見えるまち。」をキーワードとして持続可能都市ビジョンを次の4点から進めていくことにしています。

一つとして、包摂都市 二つとして、人材と都市 三つとして、科学技術都市 四つとして、競争と都市。

17の国際目標の中には、村でも一般的な事業として取り組んでいるものもあります。本村は現在、第6次美浦村総合計画に基づき行政を進めています。次期総合計画を策定する際には、SDGsの考え方を取り入れながら進めていきたいと考えております。

以上、松村議員の答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

ごらんとおり、SDGsには、17の目標が掲げられております。しかし、最後の17番目は他のものと少し異質であります。「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」とあります。持続可能な開発を成功させるためには、あらゆる国や民族、企業や団体がさまざまな障害を乗り越え協力し合う必要があります。

人間と地球を中心に据えた価値観を、この世界に住む全ての人々が共有し、協力し合っ

ていくことが持続可能な開発につながってまいります。

「自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない」とは鉄人の箴言である。誰一人置き去りにされない、真に豊かな地域社会の構築に向けSDGsの積極的な取り組みを要望し、私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時25分再開といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員、山崎です。

通告書に従い質問いたします。

まず初めに、環境美化条例についての質問をいたします。

平成28年第3回定例会において、個人所有の空き地を管理せず雑草繁茂させ、近隣に迷惑をかけている場合、勧告・命令を行わないのはなぜかと質問したところ、「空き地が危険な状態にある場合に、勧告・命令ができるとなっているのだが、現行の環境美化条例では危険な状態についての判断基準が明確化されていないため、勧告・命令ができない。

今後、本条例の判断基準の明確化を早急に協議していく。」との答弁でしたが、その後、危険な状態についての判断基準の明確化はなされたのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、山崎議員の危険な状態の判断基準の明確化ということでお答えをさせていただきたいと思います。

宅地化されております空き地の雑草除去につきましては、毎年4月に雑草除去委託料納入通知書兼領収書を空き地の所有者に対し送付をいたしまして、委託費用を納入の上、村に雑草を委託するか、自己により雑草管理するかにつきまして回答をいただいております。委託された場合は、委託業者が7月と10月の年2回除草作業を行っております。

しかしながら、管理不十分で雑草の繁茂により苦情を受けた平成29年度の件数は29件で、そのうち解決に至った件数は22件でございました。7件につきましては居所不明にて返送されてしまった案件及び回答のない案件であり、依然として解決されない案件があるのは現実であります。

このような中、平成28年第3回定例会におきまして、美浦村環境美化条例の空き地の雑草除去に関する勧告・命令についてのご質問をいただき、たばこの投げ捨てによる火災をとても心配されている住民がおられることをお聞きいたしました。

美浦村環境美化条例では、宅地化されている土地のうち、空き地になっている土地となっており、村内全域をカバーできるものではありません。宅地化されていない土地、つまり山林や雑種地などは条例の適用外になっておりますので、条例で規定されております「空き地」について回答をさせていただきたいと思っております。

なお、山林等についての雑草等の苦情につきましては、これまで同様に申し出者にかわり担当課からの雑草除去のお願いの通知を送付し、解決をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

まず、美浦村環境美化条例では、第16条第1項で「空き地が危険状態にあると認めるときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。」第17条第1項で「正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。」としております。

現在は、雑草繁茂の苦情等があった案件について雑草除去のお願いの通知を送付することにより対応しており、勧告・命令はしておりません。

前回の答弁で、勧告・命令を行うには空き地が「危険状態」と判断された場合でありますが、それについての判断記入は明確化されていないため、検討をしていきますというような答弁をしております。

危険状態と判断する基準を検討するに当たり、近隣市町の状況を調査しましたところ、10市町のうち勧告・命令まで行っているのは2市町でございました。

勧告・命令を行っている自治体の判断基準としては、まず、雑草が膝丈以上に伸びている空き地の所有者に雑草除去の通知を送付し、改善されなければ勧告、その後、命令まで行うというようなことでございました。

そのような状況を踏まえ、美浦村でも原則雑草が膝丈以上まで伸長している状態の土地所有者に対しまして、まずは、雑草除去依頼の通知を送付し、お願いをしてまいりたいと思っております。それでも解決されないような場合は、勧告、命令と段階を踏んで通知を送付し、管理を促していきたいと考えております。

あくまでも大原則であり、住宅の立地状況等も含め総合的に判断をし、手続を踏んでいきたいと考えております。

危険状態につきましては条例に明記されている、蚊やハエなどの害虫の発生場所になること、雑草が開花し、その花粉等により人の健康を害する恐れがあること、火災の予防上危険な場所になること、犯罪の防止上好ましくない場所であること、交通上の障害になる場所であること、廃棄物が不法投棄される恐れがあることなどがあり、前記の雑草が膝丈以上に伸長していることも含め、先ほども申し上げましたが、それらを総合的に判断していきたいと考えております。その上で危険状態と判断した場合は、勧告・命令の手続をとっていきなと考えるところでございます。

また、任意のお願い通知を含め、勧告書並びに勧告履行命令書の様式につきましても見直しを行い、命令に従わない場合には氏名の公表を行う旨の文言を記載する等により、よ

り効果が上がるように改正しをしていきたいと、このように考えております。さらに、そのような命令にもかかわらず、正当な理由がなく当該命令にも従わず改善が見られない場合、実際に氏名等を公表することも視野に入れて推進してまいります。

いずれにいたしましても、山崎議員ご指摘の住民の安全・安心のため、危険状態を解消できるよう条例を最大限に活用し、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

「平成29年度の苦情の件数は29件で、そのうち解決に至った件数は22件」とのことですが、解決に至ったとは、どのように確認しているのでしょうか。雑草が繁茂している土地の所有者が、「雑草除去しました」という報告を役場のほうに連絡をしてくるのでしょうか。

そして、その後、役場職員が現地を確認に行っているということなののでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

職員がですね約1カ月後をめどに現地を確認し、除草等がなされた場合、解決といたしております。しかしながら、一度雑草を除去しても、時間がたてば再び繁茂してしまうため、苦情とお願いのイタチごっこになってしまうケースがあり、経常的に除去をしていただけることは多くありません。

苦情に対しその都度対応しており、担当課としても苦慮しているのが現状でございます。今後もその都度ですね対応をするほかはないと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

現地に行き確認をしていただいているとのこと、ご苦労さまでございます。

それと、「宅地化されている土地のうち、空き地になっている土地に関しては、雑草が膝丈以上に伸びている状態の土地所有者等に対して、まずは雑草除去依頼の通知を送付し、それでも解決されないようであれば、勧告、命令と段階を踏んで通知し、管理を促していく」とのこと、前向きに考えていただいたことは、非常に評価に値するところではございますが、先ほどの答弁で「山林や雑種地などは適用外となっている」とおっしゃっていましたが、地目は山林や畑等の雑種地になっていても、その土地が住宅に隣接し、そこから繁茂した雑草が隣の家にも覆いかぶさるように繁茂している場合はどうなのでしょう。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

条例第2条で、空き地の定義について規定をしております。その規定では、空き地とは

市街地及びその周辺において宅地化されている空き地となっております。

ここで「市街地」について調べてみますと、地区町村内で比較的大きい町、つまり、人口密集地区のことを意味しております。

整理しますと、人口集中地区及びその周辺において、宅地化されている空き地ということになるわけでございます。このことから、地目が山林や雑種地になっていても、地目変更がなされていない宅地化された空き地については条例の対象となり、条例の規定に沿って処理を進めることとなります。しかしながら、単に宅地の隣接地が宅地化されていない山林等である場合は条例の適用外となっております。

このような苦情が寄せられた場合は、お願いという形で所有者等に通知をしているところでもあります。改善されない場合でもお願い上の行為をすることはできませんので、あくまでも、個人間で対応をお願いせざるを得ません。

この条例制定の背景には、美浦村が都市計画の線引きをする以前には、宅造地の開発が進み、その宅造地全てに住居等が建てば雑草等の問題は起きてこないのですが、全ての区画のうち数件の立地の場合は、隣の区画の雑草の問題が起きてきてしまい、条例を制定したものでございます。

先ほども申し上げましたが、このような理由があり条例で村内全てを網羅できるものではございません。再度、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

何か釈然としない部分もありますが、条例の規定があり、やむを得ない部分があるということであれば仕方ないのかなとは思いますが、困っている住民もたくさんいらっしゃいますので、苦情があった場合、土地所有者への通知は一度度だけではなく、複数回通知をしてあげていただきたいということを切望し、次の質問に移らせていただきます。

急速な人口減少や少子高齢化が進行する中で、少子化を食い止めるためには若い世代の方が安心して子供を産み育てることのできる環境づくりが何より大切であると考えております。

一方、茨城県における出生数は年々減少し、歯止めがかかっていない状況にあるとともに、女性の就業率の向上などによる保育所への入所希望者の増加や保育士確保が困難なこともあって、待機児童は解消しない状況となっております。

このような中、国においては「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」の中で、国の講ずべき施策として、仕事と育児、介護、治療等の生活の両立、多様な就業形態の普及を挙げています。

改めて申し上げるまでもなく、仕事と生活の調和を図っていくには、保育所と幼稚園における子供の預かりが大きな役割を果たしています。

そこで、村立の保育所及び幼稚園の入所・入園者数及び保育時間はどのようになっている

るのかお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、村立保育所及び幼稚園の入所・入園数及び保育時間の状況についてお尋ねをいただきました。

村立の保育所は、大谷保育所、木原保育所の2カ所、幼稚園は美浦幼稚園がございます。

まず、保育所の入所数ですが、平成30年11月1日現在の人数となりますが、大谷保育所が定員120名に対し、入所110人、木原保育所は定員80名に対し、入所83人、美浦幼稚園は定員200名に対し、入園129人であります。

次に、保育時間であります。保育所は月曜日から金曜日までは、午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前8時から午後5時30分までとなっており、本年度の土曜日は、木原保育所を利用して大谷保育所及び木原保育所の子供たちの合同保育となっております。

幼稚園につきましては、通常保育は午前8時30分から午後2時まで、預かり保育は早朝が午前7時30分から8時30分までと、夕方は午後2時から6時までとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

共働き家庭が増加していることなどから、保育所の利用が多くなっている状況がうかがえますが、利用者の中には勤務先が村外の方も多いと聞きます。

このような中、村として子育て支援を推進し、さらに充実させていくためには、保護者が働きながら子育てができるよりよい環境をつくるため保育所の保育時間の延長をするべきであると考えます。

このことについて、保護者からはどのような声があるのか、そして、今後、村立保育所の時間の延長についてどのように考えておられるのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

保護者からの要望並びに保育時間の延長についてお尋ねをいただきました。

まず、保護者からの保育時間についてのご意見についてでございます。

去る11月に来年度の保育所の入所申し込みを受け付けましたところ、お問い合わせいただきました保護者の方から、「今仕事をしているが、土曜日でも平日と同様に仕事があるので、土曜日の保育時間が平日よりも短い午前8時から午後5時30分まででは、迎えの時間に間に合わず残念だが利用できない。」との意見をいただきました。

次に、保育所の保育時間の延長についてでございます。

少子化さらには自治体間の地域間競争が激しくなる中、村民の皆様に美浦村で子供を産み、育てていただくためには、子育て支援の充実をさらに図っていく必要があると考えて

おりますが、保育時間の延長を実施するに当たりましては、十分な保育士の確保が必要となります。

このような中、村の保育所も全国的な状況と同様に、慢性的な保育士不足の状況にあります。両保育所長を初め保育士の方々の個人的なネットワークなどさまざまな手段を講じまして、その確保に努めておりますが、残念ながら現時点では十分な保育士を確保する状況にはなっておりません。

現在、土曜日の保育につきましては、30名から40名の希望がありますが、土曜日の保育を希望する場合には、水曜日までに申し込んでいただきまして、児童の人数に応じて勤務する保育士を5人から6人決めまして、土曜日は正規の勤務日ではないため、代休あるいは時間外手当の対応によりまして保育を実施している状況にあります。

このような状況の中、保育士の働きやすい勤務環境を確保した上で、土曜日の現在の保育時間を平日と同じにする、すなわち時間を延長いたしますには、土曜日のみ勤務いただくことが可能な保育士または保育の研修を受けた子育て支援員、具体的には2名に勤務いただくことが最善の方法であると考えております。

しかしながら、保育士の確保に当たりましては、その不足悩む保育施設が多いことから、県でも本年度から人材派遣会社に委託しまして潜在保育士を紹介する事業を開始したところであります。

一方、自治体の中には、「民間及び都市部の自治体との保育士確保の競争の中、待遇競争は限界に達しつつあり、とても太刀打ちできない」との報道もなされております。

このような中、本村のような地理的環境にあります公立の保育所にとりまして、保育士を確保いたしますためには、勤務時間や休日の確保など職場環境の改善を進めまして、働きやすい環境を構築し、美浦村の保育の職場が魅力的だと感じる環境をつくる必要があると考えております。

このほか、保育士と近接する職種であります幼稚園教諭や小学校教諭のほか、一定の研修を受けた子育て支援員を積極的に活用するなど、これまでの慣例にとらわれずさまざまな方策を試みる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、土曜日の保育時間の延長につきましては、このことが保育所を選択する際の重要な判断の要素となるという切実な声も寄せられておりますことから、教育委員会といたしましては、働きやすい魅力的な保育の職場環境を構築いたしまして、十分な保育士の確保に努めた上で、保護者のニーズに応えられるよう、土曜日につきましても、保育時間を平日と同じ時間とすることができるよう、保育時間の延長を積極的に検討してまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

幼稚園児の保護者の中にも、入園を機に仕事につく保護者も多くなっていると聞きます。現在美浦幼稚園では、長期休暇中の期間に預かり保育を夏休み期間中は5日間実施して

いるようですが、仕事についている保護者にとっては十分ではないと考えます。

一方、幼稚園における預かり保育をさらに充実させることができれば、新たな入園希望者もふえるのではないかと思います。

このようなことを踏まえ、子育て支援を推進しさらに充実を図るため、美浦幼稚園における長期休暇中の預かり保育の拡充について教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

美浦幼稚園における長期休暇期間中の預かり保育のさらなる充実についてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、美浦幼稚園では、長期休暇中の子供たちの預かりにつきまして、当初5日間で始まりまして、現在、7日間という形で預かり保育を行っております。

長期休暇期間中の預かり保育につきましては、保護者から、もう少し日数をふやしてもらいたいのご意見をいただいております。

このため、保護者が美浦村で子育てをする環境をさらに充実させるため、幼稚園における長期休暇中の預かり保育につきましては、来年度さらに日数をふやすことを実施してまいりたいと存じます。

さらに、来年度は美浦幼稚園を保護者の皆さんに知っていただきまして、入園者をふやしていくため、美浦幼稚園の体験入学の取り組みを実施してまいりたいと考えております。

この体験入学につきましては、保護者の皆様が入園先を決めるに当たりまして重要な時期となる6月から9月に開催することといたしまして、子育て支援センターや美浦幼稚園の保護者の方々の協力をいただきまして、美浦幼稚園での遊び、絵本の読み聞かせ、プールでの水遊び、授業の見学などを実施いたしまして、美浦幼稚園のよさを保護者の皆さんに知っていただき、入園者をふやすことにつなげてまいりたいと考えております。

このほか、美浦幼稚園で以前は月1回の実施でありました外国人講師によります英語の授業を昨年度からは毎週1回に拡充し実施しておりますことや、保護者の皆様から好評をいただき年5回開催しておりますピアノの伴奏によるリズム体操教室など、幼稚園のホームページに掲載いたしまして、公立幼稚園としての魅力と特色ある取り組みにつきまして、保護者の皆様に広く周知してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、美浦村において、安心して子供を産み、子育てしやすい村づくりを進めてまいりますことは大変重要な柱であります。

教育委員会といたしましては、引き続き次の時代を担う子供たちが安心して育つことができる環境の整備を図りますとともに、保護者の方々の子育て支援のさらなる充実にも努めてまいります。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

保育所・幼稚園については、慢性的な保育士・教諭不足の状況の中で、安全安心にも配

慮しなければなりません。保護者のニーズをできることから取り組んでいただくことを切望し、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、石川 修君の一问一答方式での一般質問を許します。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それでは、通告に従いまして一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず、中島村長の村営運営についてでございますけれども、中島村長はあと数カ月で3期12年が過ぎようとしています。その中でいろいろと村政運営を行ってきたところでございますけれども、自分自身、この4年間の実績をどうとらえているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは石川議員のですね、私の4年間の実績をどうとらえているのかという質問でございます。

この質問の前にですね、実は議会と執行部はそれぞれ車の両輪として、どの市町村でも切磋琢磨をするという部分でもあろうかと思えます。そういう中で、町村は全国で926ありますけれども、美浦村の議会の実績——私の実績あり方もありますけれども、議会がどのように推移してきたのか。これをまず両輪の片方ですね、ちょっと検証をすれば、全国で町村議会の中で、やはり1番改革に取り組んでいるところ、ナンバーワンっていうのは、長野県の南箕輪村ということで、美浦村議会も視察に行かれた経緯がございます。美浦村議会もいろんな改革をしてきた。特に、南箕輪村は改革し過ぎて、かえって身動きがとれないというような状況になっておりますという話は視察を行ってきた中から話を聞きました。

美浦村議会、実は今月11日が12月議会の初日だったんですが、議会提案で実は、茨城新聞さんと読売さんと毎日さんが書いております。このときに議員提案で今14ある定数を12に削減をする。そして、委員会も三つあるんですが、これも二つにするという議員独自の提案を全会一致で了承されたということがあります。

南箕輪村ほどね、あまり進み過ぎてかえって議会活動ができないということになっても、しょうがないんですが、美浦村の議会はそれぞれ議員報告会も村民に伝えておりますし、一番最たるものは、全国から25市町村が美浦村に議会を視察に来ております。遠いところ

は、宮城県からも来ているんですね。本州の1番遠いところは島根県ということで、きょうこの会場の中に、国もそうですけれども、紙1枚議員のところにはほぼないです。タブレットで、そして、電子黒板をきょう傍聴にこられている美浦大学の皆さんもこういう光景はなかなか全国どこでもないんですね。これを成し遂げたのが美浦村議会でありまして、全国から議会の改革がどのように進んでいるのかっていうことが、本当にタブレットだけで議会が成立するののかという部分があって、いろんなところから視察が来ているんだろうと思います。

そういう取り組みを率先してやってきたのが美浦村議会であります。

それ以上にですね、私が何をというその実績を話さないという部分がありまして、実は、これも議会の承認を得ないとできなかつたんですが、平成27年から——全国の市町村で運営をする電気事業会計を持っている——茨城県の中で電気事業会計持っているのは美浦村だけでございます。再生可能エネルギーをどう立ち上げていくか、これは議会の中でもいろいろと調査をしながら、本当に時限の20年間は国は守ってくれるのかということもありました。

でも、議会の承認を得て平成27年から売電をできるようになったのは、これは画期的なことではなかったかなというふうに思っております。

この事業を通して、1年目はいかなかったんですが、2年目からは年間約売電が1億円を超えています。その一部をいろんな省エネの機器の導入とか、それから、ハイブリット電気自動車を買う。要するに、省エネ化が進むようなことに、住民のところに補助をしていこうということが今、言われてきておりまして、年間約500万ちょっと予算を組んでいるんですが、よそではなかなかできないものがこういうことでできている。

でもこれは、私のほうが提案をしたんですが、それを理解してくれて、この事業ができているのも議会がいろんなことを、他市町村を見て、これは大丈夫だっていうところで議決をいただいてこの事業が発足したわけでありまして。

そういうことも踏まえまして、よそと同じようなことをするのではなくていろんな見識をもって、美浦村がどれだけ先を進めるか。そこは、執行部だけではできない。議会の理解を求めた上での、議決をいただかないと先には進まないのが当然であります。

先ほどね、議員の定数削減もお話はしたんですが、実はこれは平成27年4月の首長選挙と8月にあった議員の選挙ですね——村長選挙は無競争は前にもありましたけれども、議員の選挙、これは昭和30年に美浦村が合併して以来初めての無競争。なかなか若い人のなり手がいない、そして、若い人でもなって議員を一つの自分の仕事として一生懸命やっていくのには、議員にもある程度生活ができるような報酬を与えるべきだという議員の中から話が出ました。でも、一般住民のところでは議会報告をすると、定数削減はいいけども議員の歳費を上げることは、ままならないというようなことで、議員の歳費は凍結のままです。ですから、よその市ですね、茨城県で1番大きい市は水戸市であります。大体、水戸市ですと私の給料以上に市議会議員は取っているかなと思いますけれども、なか

なか 30 代、40 代で家庭を持って、子供もいて、学費まで出して議員ではやっていけるか——これは、美浦村の中ではちょっと無理な部分があります。

でも、ここをどうやって理解をしてもらって——議員になり手がいないんじゃないくて、なり手がいるような環境も、お互いつくっていかなければならないのかなというふうには私は思っております。

今、議会のほうといろいろお話をしてきましたけれども、実は、この平成 27 年には関東東北豪雨がありました。これ 9 月だと思いましたが、台風 18 号で——このときにも美浦村の職員、また、商工会の団体も含めて 12 日間、全部で村の職員は 31 人、商工会関係者を入れると総勢 20 人がふえまので 51 人ということで、村の給水車も含めて支援に入りました。これも、県内だからできたんじゃないくて、どこの被害が起きても県からは要請があります。特に 1 番多いのは、保健師を派遣してくださいというのが多い。そのときに保健師が余裕あれば美浦村も派遣はできるんですが、今のところ、ほぼいろんな分野で職員がぎりぎりの状態でやっていますので、県のほうからの要請があってもなかなか派遣できないのが現状の職員配置でございます。でも、いろいろとね美浦村が避難をしたときには、よそからも応援をもらおうとすれば、よそで起きたときにも外へ行って対応ができる職員の養成も必要ではないのかなというふうには思っております。

また、一番記憶に新しいのは平成 27 年 12 月 1 日に美浦村が前から考えておりました地方創生の小さな拠点づくりが全国で二つだけ採択になりました。当時の大臣は、石破地方創生大臣であります。12 月 1 日にテレビで美浦村と岡山県の新庄村、この二つが採択になったわけでございますけれども、12 月 1 日から次の年の平成 28 年 7 月には、小さな拠点をつくるための地域交流館美浦ふれ愛プラザの建設に入り、次の年にはですね 3 月 26 日には、竣工式をできたわけでございます。

実際、1 年 4 カ月ぐらいで——採択になってからですね、交流館の竣工ができたということは、これは、なかなか今までの事業計画した中でも——これも議会からいろいろとこうしたほうがいい、このほうがいいと、いろんな設計上でも提案をいただいて今の地域交流館があるわけでございます。

でも、美浦の施設だけでは、小さな拠点づくりにならないんですね。隣にフードスクエアのカシミさんも「美浦村さんがやるのであれば一緒にそこに出ましょう」ということで出てくれたのが、この小さな拠点づくりの一つの核になるのかなというふうには思っております。

ちょっと余談になりますけれども、きょう昼間 12 時半、カスミストアの社長が来まして、災害が起きたときの美浦の住民のために提供できる物資、緊急的にでも対応できるようなものをやりますということで今、協定書を結んできたところでもあります。これは、美浦村の小さな拠点づくりにカシミさんが賛同してくれて同じ地域の中にここができたということは、つくったからそれでカシミさんも、あとは美浦村が勝手にやってくれじゃなくて、やはり地域のことを考えて災害時の救援物資の協定を結びましょうということで、きょう

ね、議会がある中でありますけれども協定を結ばせていただきました。

そういうこともありましてですね、美浦村の私の実績というふうに石川議員おっしゃいますけれども、私だけじゃないんですね、議員の皆さん、また執行部の皆さんがいろんな調べ物をしながら議会に提案して、できてきているのが今の美浦村の行ってきた事業の部分であるかと思います。

もう一つはね、せっかくカスミさんができたときに、125号のバイパスがカスミさんのわきまで供用開始で暫定的に使わせていただけてきました。小さな拠点ができたことを機にですね、やはり茨城県も動かなくてはということで、村も竜ヶ崎工事事務所のほうと折衝をしてきて今年13日、先週でしたね、開通式を行いました。大谷からトレセン侵入までの開通でありますけれども、やはりこういう新たな道路ができることによって、美浦村の役場周辺地区の地区計画が少しずつ目標に向かって行っているのかなというふうに思います。

A地区とB地区があるんですけれども、A地区は今、カスミさんと地域交流館でやっておりますけれども、B地区、あそこも一応、今、事業者がぜひ出たいというところがありまして、地権者8名いるんですが、その8名との折り合いがつけば、カスミさんの向うにもう一つ、いろんな村民が利用しやすいそういう事業所ができてくるかと思います。

ぜひ、これもですね早目に地権者のほうと事業者が了解を取りつけてもらえれば、美浦は応援をして、美浦の地域の日常生活が安心してよ其他市町村に行かなくても生活ができる環境が整ってくるのかなというふうに思っております。

またですね、美浦では今、施設園芸が——パプリカが、安中小学校の南側にリッチフィールド——名前を変えたんですが、リッチフィールドさんと二つ目のハイテクファームさんが二つできました。もう一つつくと、多分、生産量茨城県も日本一、美浦村も生産の中では市町村単位で見ても日本一の生産量になるかなと期待していたんですが、ことしは残念ながらパプリカではなくトマト栽培のほうに移ってしまいました。

これは千葉県のと郷というそういう施設——トマト栽培をしていると郷さんが働いていた人を——美浦村の大塚という地区に、もう建物が建っております。ことし栽培が開始できるかなというふうに思います。

そういう意味でも、美浦村を目指してそういう農業施設園芸も含めて、また、道路ができれば新たな事業を展開したいというようなことも含めて、美浦村に立地するような事業者がこれからもふえてくるだろうというふうに思っております。

ぜひ、この地区計画はトレセン進入路両側にもB地区として——大谷周辺地区として開発の認可がおりてございますので、そこも含めてこれからは道路が開通するにつれて魅力あるまちづくりにつながっていくのかなというふうには思っております。

ぜひ、私の実績というよりは、執行部も含めた議会の承認がないと事業ができませんので、これからも、議会と執行部は車の両輪として村発展のために尽くしていければいいかなと思いますので、議会の皆さんの良識ある判断をお願いいたしまして私の報告とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ただいまは、村長の4年間の実績ということでお尋ねをしたところ、冒頭より議会の改革まで答弁をしていただき、感謝を申し上げるところでございます。

確かに我々議会といたしましては、執行部から提案された議案について粛々と議論を重ね議決決定をしておりますので、そういう意味では両輪ということになると思います。

また、村長の答弁の中でカスミと災害協定を結んだということでもありますので、村としては大変いいことだなというふうに私も感じたところでございます。答弁のとおり、確かに私も村長の村政運営については評価をするところではございます。

ところで、中島村長には残された仕事がまだ残っています。例えば、地区計画——B地区への企業進出の誘致、小学校あり方検討会、大山病院跡地の活用、財政健全化などがあります。これらのことを踏まえ、来年4月実施予定の村長選挙への出馬意思についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 石川議員のほうからですね、まだまだやることが残っているんじゃないか——確かにですね、地区計画の促進はまだ途中でございます。

また、教育と子育て環境については、今——ことしからですね、学校のあり方検討委員会を立ち上げました。来年3月までで4回、その後、来年9月まで7回をやりまして——教育長が座長で、教育委員会のほうから村に方向性の答申が見えてきます。

このあり方検討委員会というのは、就学前児童に対してアンケートを行っているんですが、小学校は三つありまして、その三つのうちの一つ、安中小学校のほうで——1年生の場合は少なくともいいんですが、2年生、3年生が15人以下と複式ということで、2年生、3年生が同じクラスで勉強をする。片方に20分間教えているときは、片方が自主ということになって同じ教育の質が受けられないという、それが、もう三十三、四年にはもう来ております。

これについてもですね、いずれはどうするかはもう喫緊の問題なんで、県南でそういう部分で1番おくられているのは美浦村かなというふうには思います。稲敷市も、鳩崎小学校がなくなったり、再編を繰り返しております。河内は河内学園として小中学校一貫です。また、阿見も本郷のほうは子供はふえているんですが、美浦に接するほう、稲敷市に接するほうは、やはり阿見ももう再編を実際は始まっています。利根町も、小中が一つにしようということで、新聞にも発表になりました。

これはもう、進めるということで、よそは美浦よりも一歩も二歩も先んじているのかなと。

やはり教育の環境は同じところで学ばせたいという思いは、私は、議員の皆さんよりは、保護者が一番強く思っているのではないのかなというふうに思っております。こういうことも含めて、教育と子育て環境というのは本当に大事だなと。これも含めて、県のほうと

も調整をしながら今進めるようにはしております。

その他ですね、石川議員がおっしゃったようにいろんなことがたくさんありますけれども、福祉の充実——高齢者が多くなってきておりますので、その辺も、まだまだこれでいいということはありません。

国では、水道事業を民間に言っていますけど、それ以前に民間に導入する部分は違う部分でも確かにあるのかなというふうに思っております。

そういう部分で、地方自治をやっていく部分では、これで終わりはない。しかし、喫緊に何をどうするかは、やはり議員の皆さんと執行部が同じ方向を向いていかないと、よその自治体よりは進んでさきには行けないという部分があります。そういう意味でも、人と自然が輝くまち美浦の実現を私だけじゃなくて議員の皆さんも一緒にやってきました。

そういう意味で、石川議員が次はどうするんだという話なんですけれども、これについては、先ほどね、石川議員に挑戦してみたいはだめだというふうに言われましたので、はっきりしろということで、石川議員のいい加減な答弁はするんじゃないよということも踏まえて、私も時期に向けて挑戦をしていくことをここで話ししたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 力強い4期目の出馬ということで評価をいたすところでございますけれども、中島村長と同期の茨城町の小林町長、そして、五霞町の染谷町長は4期目出馬を表明してございます。この3人は同級生であり、同期でございます。県には12町村がございまして、美浦村のリーダーとして、それで茨城県の町村会のリーダーとして、ぜひとも頑張ってください。このことを心からお願いを申し上げて村長への質問を終わります。

続きまして、公共交通についてでございますけれども、美浦村では、平成20年8月より運行を開始したデマンド型乗り合いタクシーでございますけれども、利用状況はどのようなことなのか伺いたしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

デマンド型乗り合いタクシーは、やまゆりタクシーとして平成20年8月より運行を開始し、ことしで11年目となりました。

平成29年度の利用状況は、登録者数が696人で、1日当たり平均で延べ28.4人、全体で延べ6,866人の方にご利用いただいております。登録者は61歳以上が84.5%を占め、行き先は村内病院、東京医科大学茨城医療センターが68.3%と多くを占めております。

本年4月から10月まで7カ月間の利用状況につきましては、新たに53の方が登録され、登録抹消を差し引きましても登録者数は721人にふえております。利用者数は1日当たり平均で延べ30.5人、全体で延べ4,361人の方にご利用いただいております。本年度におきましても、昨年度同様61歳以上の登録者が多くを占め、行き先も病院等が多くを占めております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） デマンド型のタクシーの登録者は年々ふえているということで、ある程度のニーズはあるのかなというふうに思っているところでございますけれども、このデマンド交通につきましては、この後、下村議員が一般質問を予定しておりますので私のほうからこのくらいにしておきたいと思います。

続きまして、稲敷エリア広域バスの実証実験についてでございますけれども、このことにつきましては、茨城県、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村では、広域的な移動手段の確保のため、平成29年2月4日から稲敷エリア広域バスの実証実験を行って2年目となりますけれども、去る11月26日の茨城新聞の報道によりますと、阿見町議会の全員協議会で報告があり、美浦～龍ヶ崎ルート、江戸崎～阿見ルート、江戸崎～牛久ルートのうち2ルートは廃止の報道がございました。

稲敷エリア広域バス実証運行の実情と課題はどうか伺いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

まず、稲敷エリア広域バスの実績では、先ほどの平成29年2月に始まったということで、ことし10月、平成30年10月までの実績では、本村を通る美浦・龍ヶ崎線につきましては21カ月で累計6,700人、1便当たり利用者は1.3人となっています。対して江戸崎・牛久線が累計で9,494人1便当たり平均1.9人、江戸崎・阿見線は累計1万742人、1便当たり平均2.1人となっております。

平成29年2月4日、1便当たり目標を5人としまして運行開始しましたが、ルート変更、ダイヤ改正、割引券販売など利用実績向上対策を行ったにもかかわらず、先ほど申し上げましたとおり、実績は2人に満たない状況です。ことし4月23日、県南地域公共交通担当者会議において、茨城県の補助金が平成30年度で終了となる旨が伝えられました。関係市町村の意向調査を行い、この事業は県と市町村で半額ずつ負担し事業が始まりました。村としては、平成29年度実績で550万円の負担を支出しております。このうち半分の275万円は国からの地方創生推進交付金を受けています。本年度も負担金の予算は、482万円を計上しています。このようなことから国・県の助成がなければ、近隣市町村と事業継続すると1,000万円前後の事業費の負担にふえるものと考えられます。村としては、費用対効果、財政状況等を考慮すると事業の継続は困難であると考えております。関係5市町村のうち、牛久市・稲敷市は継続を希望、龍ヶ崎市・阿見町・美浦村は慎重姿勢という結果でした。

その結果、10月5日開催の第7回県南地域交通確保対策協議会において江戸崎～牛久ルートのみを存続させることが決定され、本村としては、存続する江戸崎～牛久ルートへの接続のための方策を検討していくこととしました。

住民の皆さんには、1月号の広報みほとホームページの掲載、及びバス停の掲示を行っ

て周知を図らせていただきたいと思いますと考えております。

以上、石川議員の答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 答弁の中で、江戸崎～牛久ルートのみ存続するというご
ざいますけれども、村として、財政負担があるのか、あるとすればどのぐらい負担がある
のか。

また、江戸崎～牛久への接続のために方策を検討すること、具体的にはどのように
検討するのか伺いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

江戸崎～牛久ルートにつきましては、美浦地内を通りませんので村として財政の負担は
ありません。

江戸崎～牛久ルートへの接続については、村に隣接している稲敷市役所に停留所があり
ますので、村のデマンドタクシーで接続ができればと考えております。今後、稲敷市、村
の交通会議等に説明していきたいと考えております。

以上、石川議員の答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 広域バスにつきましてはですね、交流館のところはバス発着場
になっていますけれども、ほとんど人がいないということで、それはそれで了解をいたし
ますけれども、なるべく美浦でも何人か数人だろうとは思いますが、利用者がいる
かもわかりませんので、その辺のことはですね、広報か何かでやっぱりPRを、周知を図
っていただきたいなというふうに思っております。

続いてコミュニティーバス運行でございます。

デマンド型タクシーが、村内の交通空白地域の全てを解消しているとは私は思っており
ません。デマンドを利用しているユーザーの中にはですね、使い勝手ではいろいろと意見
があるように聞いてございます。近隣自治体の龍ヶ崎市、稲敷市、河内町では既に実施を
しているところでございます。

そこで、美浦村でもコミュニティーバス運行の実施に向けて計画をしてはいかがかお尋
ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のコミュニティーバス運行ですが、平成26年第3回定例会においても質問を
いただき、当時の岡田総務部長と村長が答弁をしています。その際のご質問は、稲敷市と
阿見町と連携した公共交通網の整備ができないかという点と、コミュニティーバスの運行
ができないかという点でした。答弁といたしましては、1点目が公共交通会議を経て市町
村をまたいだ運行は困難であること、それに対して議員から提案のあった市町村界での乗

りかえはどうかとの質問があり、デマンド交通が当該市町村の住民のみが対象であり困難であると答弁いたしました。2点目のコミュニティーバスの運行につきましては、他市町村の状況を踏まえ、本村としてはデマンド交通の充実で対応したいと答弁しています。

そのことを踏まえ、最新の他市町村の状況をお示しさせていただきます。茨城県が平成29年度分として調査した県内市町村の公共交通状況から県南の9市町村分を見てみますと、コミュニティーバスは牛久市を初め8市町で運行されています。どの市町でも交通空白不便地域の解消等を目的としており、多くの補助金を投入して運行をしています。近隣では、稲敷市が2,022万1,000円、河内町が1,162万5,000円などで、運賃収入を運行経費で割った「経常収支比率」は最高のつくば市が46.2%、最少の河内町が12.9%となっています。いずれにしても、民間のバス会社が経営できない地域での運行になりますので、黒字になっている市町はありません。隣接の稲敷市においては、輸送人員が1日当たり1.1人であった、市役所ルートは本年度に休止となっています。

一方で、本村も運行している乗り合いタクシー（デマンドタクシー）を見てみると、県南では9市町村が実施しております。各市町村とも補助金等を投入して運行し、運賃収入を運行経費で割った経常収支率は最高の土浦市が48.4%、本村が15.1%、最少のつくば市が7.3%となっております。

どの市町村におきましても、周辺部の路線バス維持は困難となってきており、交通不便地区、特に高齢者等の社会的弱者に対して、どのような交通手段を提供するか困難な課題となっています。住民自身が車の運転ができるうちは、病院や買い物に不便を感じることはありませんが、運転ができなくなっからの「足」をどうするかは住む場所の選択にも大きく関係していると理解しています。

先ほどの保健福祉部長の答弁にもありましたように、平成20年8月から運行開始した「やまゆりタクシー」は、利用が順調に推移しています。限られた時間や便数の制限はありますが、自宅の玄関先から阿見町の東京医科大学茨城医療センターを含めた村内の各目的地まで行けるといえるのは、高齢者や社会的弱者の皆様にとって利用しやすい地域交通であると考えます。いわゆる「路線バス」のバス停に立ち、時間が来るのを待って乗車し、帰りもバス停から自宅まで——例えば、買い物袋を下げて持って歩いて帰るといったことはコミュニティーバスにおいても同様であり、高齢者や社会的弱者にとっては、利用しやすい交通機関とはならないのではないかと考えています。

本村は、今後におきましてもやまゆりタクシーを活用し、利用者の皆様からのさまざまな声をお聞きしながら、対応できるものは対応し、運行していきたいと考えております。

以上、石川議員への答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 平成26年度の定例会での答弁は承知をしております。しかし、あれから4年が経過をし、高齢化も上昇し、ユーザーニーズも変わってきているところでございます。

デマンド型タクシーの利用が順調に推移していることは理解できますけれども、多くの高齢者の住民はコミュニティーバスの運行を希望する方が多いのも事実でございます。

去る6月の茨城県議会での長谷川重幸の一般質問の中で、県政策企画部長が答弁をしています。

本年度から新たにモデル事業を展開して、民間事業者との連携を目指す。公共交通については、生活バス路線の維持確保に取り組むとともに、公共交通空白地域の解消を図るため、NPOなどによる自家用有償旅客運送の導入や、スクールバスの路線バスへの転用などに取り組む市町村を支援している。本年度からは、市町村が新たにコミュニティーバスや、デマンドタクシーなどを導入する場合も支援の対象に加えると答弁をしております。

この、政策企画部長の答弁を執行部はどのようにとらえ、理解するのかお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

県の事業で住民の買い物支援や高齢者の支援の事業として、生活環境づくり支援事業があります。この事業は、人口減少や少子高齢化が進む中、買い物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村を支援し、安心して暮らせる生活環境づくりを進めるものでございます。事業例としては、買い物不便地区等への買い物支援としての移動販売、買い物代行サービス、買い物ツアーの実施など、郵便局、宅配事業者と連携した見守りサービスの支援、生活支援サービスのICTなどの先進的な取り組みへの支援となります。

この事業は、交通手段への支援ではなく、生活の利便性の向上をというような事業になると考えます。

また県では、公共交通空白地域における地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市町村に対する助成事業として、公共交通空白地域解消支援事業があります。

この事業の「公共交通空白地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域をその区域とする市町村及び半径500メートル以内にバスの停留所がない地域とされています。村では、既にデマンドタクシーが全域で運行されていることから、村内全域に停留所があるものとみなされ、公共交通空白地域には該当しません。さらに、既存の事業、村のデマンドタクシーは対象になりません。

以上のことから県の施策については、現時点で村の現状に合った支援事業がないため、今後の動向を見ていきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 現時点での村の現状に合った支援事業はないので、県からの支援はないとの答弁でございました。

それでは、角度を変えて質問いたします。

今、村では学校あり方検討委員会が開催されているところでございます。今年度と来年

度に何回かの委員会が開催され、来年度中には答申が出ることと思います。仮定の話で申し上げますけれども、例えば小学校が統合された場合、スクールバスの運行を考えなければなりません。そのスクールバスの登下校の時間を外して、コミュニティーバスとして活用してはいかがかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスは、バスの所有から運行までを自治体で全て行う場合や民間事業者に全て委託するなど運行形態が幾つかあります。

村では、美浦幼稚園で送迎バスを運行していますけれども、バスの所有は村、運行は民間事業者へ委託して実施しています。バスは2台で、木原、安中、トレセン、土屋方面の4ルート、125名の園児を送迎しています。1台のバスで2ルート運行していますので、最初に幼稚園に到着する園児と、後に到着する園児では30分程度の違いがあります。仮に小学校でスクールバスを導入するとなると、乗車する児童数、距離、時刻等を考慮し、送迎するルートを作成しなければなりません。幼稚園の例を見ても、バスは複数台を同時に運行することが必要と考えられます。幼稚園よりも小学校のほうが開始時刻が早いことから、また、帰りも遅いということもあり、スクールバスを全て村の所有にして運行することは効率的ではないと考えます。

近隣の状況を見ても、自治体が小学校スクールバスを全て所有し運行している例はほとんどなく、民間事業者にバスの借り上げも含めて全て委託という形態が多くなっています。

バスの運行を全て委託するとなると、乗務員の勤務形態やバスの使用状況などを民間事業者が管理することになりますので、コミュニティーバスを運行する場合は、民間事業者と効率的な契約をすることができるかどうかになると思われまます。

以上のようなことから、スクールバスとコミュニティーバスの併用運行につきましては、可能性はあると考えますが、今後の総合小学校のあり方検討委員会の状況、その後の施策の方針を見ながら研究していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 執行部はなかなかコミュニティーバス運行については、腰が重いようでありますね。確かにコミュニティーバス運行については、経常収支率が低いためかなりの財政負担があることは私も承知をしております。

そこで村長に伺います。村長も私も団塊の世代でございます。2025年問題ということがございますけれども、団塊の世代が全て後期高齢者になります。ことし10月現在、美浦村の高齢化率は29.3%、2025年には33.3%になる見込みでございます。当然高齢化率は年々上がってきます。

また、社会問題として高齢者の交通事故やあるいは車の逆走などがあり、そのようなことを考えたとき、いずれ我々の運転免許証の返納を考えなくてはなりません。高齢者の運

転免許証の返納などを考えたとき、コミュニティーバス運行の計画を立てるべきだと私は思いますけれども、村長の見解を伺います。なお、村長、私もあと5分数十秒しか持ち時間がございませんから、端的にお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 石川議員が持ち時間がないということで、もう時間がなくなる、あと5分しかないよって今出ていますけども、コミュニティーバスの運行、確かにこれは、デマンドは美浦村で立ち上げましたけど、国は、どこを見て、こういう公共バス、コミュニティーバスを、またデマンドを——結構、陸運事務所は民間事業者に配慮をして民間事業者の職域をとっちゃだめだっているのが——公共交通会議を開いても返事をくれないんですね。本来であれば、交通弱者をどう救うかここが問題なんですね。ですから、今コミュニティーバスの話を部長も言いましたけれども、検討はする課題はあるという部分なんです。ぜひ、これは先ほど小学校あり方検討委員会で、美浦の中でも、そういうふうな先は小学校が統合するようなことになれば当然スクールバスは利用しなくてはできない。そうになれば、登校と下校の間をどうするかっていうのは石川議員の質問の部分だと思います。その部分を一つは、うまく利用すれば、日中の移動部分は何とかまかなえるのではないのかなっていう部分があります。ただ、車は登校と下校を使っても1日は1日分で多分払わざるを得ないと思います。ただ、運転手の部分が朝のスポットで帰りのスポットだけで済むかっていうと、雇用という部分については、多分1日雇用が保障されないと、運転士の方もそこには来ないのかなというふうに思います。

そういう状況も鑑みて、将来、そういう方向性になったときにコミュニティーバスとして、美浦村がどのような使い方ができるか、これはもう陸運事務所と内々でも話をしながら——本来であれば、美浦村だけじゃなくてもっと市町村の垣根を越えた運営ができれば、美浦の中からもっと外にも出られるし向こうからも、人とお互い交流ができる部分が達成できると思うんで、ぜひその部分は執行部共々全国の取り組みをしているところを参考に、美浦村でそういうことができれば、よそに先駆けて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 村長の前向きな答弁ありがとうございます。

なかなか難しい問題だろうとは思いますが、この後、多分何回かこういう質問が出ると思いますけれども、議員の方々もね、私の意見に賛同してくれる議員が数名いますので、質問してくれるものと信じております。

中島村長は、先ほど4期目の出馬を表明しました。4期目はですね、少しでも高齢者に寄り添い、心温かい事業の遂行をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、石川 修君の一般質問を終了いたします。

次に、下村 宏君の一问一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 10番議員、下村でございます。

通告書にしたがって3点、質問をしていきます。

初めに「やまゆりタクシー」デマンド型乗り合いタクシーの利用状況についてであります。ただいま、石川議員から公共交通とあわせ同様の質問がありましたが、私からは、やまゆりタクシーの運営状況とこれからの対応等について、お尋ねをいたします。

まず、利用者の年代と行き先、及び利用売上金、さらには、苦情などの有無について担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 下村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、石川議員のご質問にも答弁させていただきましたが、やまゆりタクシーは、平成29年度末の登録者数が696人で、本年10月末現在では721の方が登録されております。

本年4月から10月まで7カ月間の利用者の年代、行き先につきまして、タブレットに掲載させていただきましたのでごらんいただきたいと思います。

利用者は1日当たり平均で延べ30.5人、全体で延べ4,361人の方にご利用いただいております。年代別で見ますと、80歳代が延べ1,915人、43.91%と最も多く、続いて70歳代が延べ1,908人、43.75%となっております。また、行き先別で見ますと、村内病院等が延べ862人と全体の19.77%となり、続いて、東京医科大学茨城医療センターが延べ714人の16.37%、村内スーパーが延べ426人の9.77%などとなっております。

なお、行き先から自宅を除いた場合の利用者の年代、行き先を資料の下段に掲載しておりますが、自宅に帰る以外の利用目的の割合としましては、村内病院、東京医科大学茨城医療センターへの通院が68.11%と大半を占め、多くの方が病院への受診のために利用されております。そのほか、スーパーが18.41%などとなっております。

次に、利用売上金についてでございますが、議員ご存じのとおり、やまゆりタクシーの運行につきましては、さくら自動車株式会社に年間1,404万円で運行を委託しており、乗車される方は、中学生以上が300円、小学生が100円、東京医科大学茨城医療センターへは、それぞれ400円、200円で運行をしております。なお、未就学児につきましては無料となっております。

平成29年度の利用売上金でございますが、まず、登録料につきましては、登録料1,000円の小学生1人、登録料2,000円の中学生以上73人からの登録があり、登録料は合わせて14万7,000円となっております。次に、チケットとなる回数券の販売状況についてでございますが、300円券11枚つづりが479冊、100円券11枚つづりが678冊、金額に直しますと143万7,000円と67万8,000円の合計211万5,000円となっております。

本年4月から10月までの集計では、登録料は53人からの登録があり、10万2,000円となっております。回数券の販売状況は、300円券11枚つづりが321冊、100円券11枚つ

づりが 361 冊で、金額に直しますと 96 万 3,000 円と 36 万 1,000 円の合計 132 万 4,000 円となつてございます。

次に、苦情等の有無についてでございますが、苦情等は年間 10 件程度でございます。その苦情のほとんどが乗降についてと運行時間に関することでございます。登録時において、やまゆりタクシーの利用案内をさせていただいておりますが、利用される方にとりましては、一般のタクシーとの区別がなかなか難しいと思われるようですので、再度、やまゆりタクシーの利用に当たって、ご理解をいただくために、本年 11 月に利用に当たってのチラシを広報みほとともに配布をさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 吉田保健福祉部長には、詳細な答弁ありがとうございます。

また、このやまゆりタクシー利用についての広報紙への折り込み、この質問があるなしにかかわらず、タイムリーなよい対応であったというように見ております。

次に、やまゆりタクシーの土・日・祝日の対応について及び利用料金を助成した村内タクシーの活用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土曜・日曜・祝日の対応についてでございますが、現在は、月曜日から金曜日、午前 8 時から午後 5 時までの運行を行っており、土曜・日曜・祝日・振替休日・8 月 13 日から 15 日・年末年始は、運休としているところでございます。土曜・日曜・祝日の運休につきましては、村の公共交通会議の中でもお話が出ておりますが、利用される方のほとんどが病院への通院でありますことから、会議の中では消極的な面もございました。しかしながら、利用者のご意見は、デマンドタクシー制度の継続に当たりましては不可欠でありますことから、現在、デマンドタクシーの車内でのアンケートを実施しております。その結果や運行に係る経費などを総体的に見まして、土曜・日曜・祝日の運行につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に、利用料金を助成する村内タクシーの活用についてでございますが、現在、要介護・要支援認定者、及び身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳マル A・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級保持者の方が、通院・通所利用限定で、初乗り運賃相当分の補助を行う「福祉タクシー」の制度を実施しております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ここで、再質問をさせていただきます。

福祉タクシーの初乗り運賃の補助額と補助額の合計を教えてください。

また、やまゆりタクシーの利用者全員に対して、タクシー券 500 円を助成した場合の合

計額をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

福祉タクシーの初乗り運賃でございますが、一般タクシー会社を利用しておりますので、ほとんどが初乗り2キロメートル730円となっており、平成29年度の利用実績は、登録者46名、利用回数654件、補助額は47万7,460円となっております。また、やまゆりタクシー全利用者に対して500円のタクシー券を補助した場合の金額でございますが、平成29年度の利用実績が述べ6,866人でございますので、単純に乗りますと343万3,000円でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

先の質問で、やまゆりタクシーの苦情が年間10件程度とのことですが、私の聞くところによると、「時間体によっては利用を断られた」やむなくタクシーを利用したというふう伺いました。このような時、タクシー利用に振り替えることができないのか。また、土・日・祭日の対応をタクシーにして補助し利活用したら良いのではないかと考えますが、担当部長の見解をお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

時間体によっては断られることもあり、そういう時タクシー利用に振り替えるようなことができないのか、とのご質問でございますが、デマンド型乗り合いタクシー事業として実施しておりますので、定員内での運行、また、運行範囲は指定のエリアになるかと思われれます。乗車人数や運行ルートによっては、その時間体の運行が満杯となり、ご希望の時間体に乗車をご希望されましても、予約をお断りせざるを得ない場合もございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

予約がとれない場合のタクシー利用への振り替え運行のご提案でございますが、定員これによるものなのかどうなのか、実際のところ判断が難しい部分でもあり、デマンド型乗り合いタクシー事業としてはなじまないものかと思われれます。

また、土曜・日曜・祝日利用分をタクシー利用で補助したほうがよいのではないかとのご提案でございますが、デマンド型乗り合いタクシー事業として実施していることを踏まえまして、先ほど答弁で申し上げましたとおり、現在実施しております社内アンケートの結果や運行にかかる費用等を総体的に見て、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

初めの答弁にありましたように、やまゆりタクシーの運行に係る費用は年間1,404万円

です。例えば、現在のやまゆりタクシーの全利用者に対して、タクシー券 1,000 円を補助しても単純計算で 700 万円弱ですみます。早いスピードで高齢化に向かっていく中では、高齢者の移動手段が今のデマンドタクシーでは難しくなると私は考えております。アンケート等をとって執行部も検討をしていくということですが、土・日・祝日等の利用も十分考慮した上、費用対効果が高い、しかも利用者から指示される施策を次年度内には、ぜひ、つくり上げて提案をされることを期待して初めの質問を終わります。

次に、二つ目の質問に入ります。

イネ縞葉枯れ病対策については、平成 29 年 9 月の一般質問で水稻の縞葉枯れ病蔓延防止ということで、この、病気を媒介するヒメトビウンカの防除薬剤の助成をお願いしてきました。執行部の理解をいただき、本年度は事業実施をしてきました。ことしのイネ縞葉枯れ病の発生状況と薬剤の助成実績について、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） 下村議員の病虫害発生薬剤の助成実績について、お答えを申し上げます。

イネ縞葉枯れ病の対策につきましては、議員おっしゃるように昨年の第 3 回定例会でご質問があったわけですが、その際に媒介虫であるヒメトビウンカのほうを防除のために、収穫後に水田を耕起することや、イネ科の雑草を除去することが必要であるとともに、育苗箱への施薬が効果的でありますことから、薬剤への助成を行うよう検討しますとお答えしまして、平成 30 年度の当初予算に「イネ縞葉枯病防除事業補助金」として計上をいたしました。

それでは、議員ご質問の縞葉枯れ病の今年度実績でございますが、最初に病虫害の発生状況についてご説明を申し上げます。

図面の地図をごらんいただきたいと思います。茨城県内の平成 29 年度と 30 年度の縞葉枯れ病の発病株率の状況になります。

本村の平成 29 年度は 14.3%で、左側の地図の「中発生：10%以上 30%未満」に入っており、周辺の市町に比べますと高い数字を示しておりました。次に、平成 30 年度につきましては 5.3%で、右側の地図では「小発生の 5%以上 10%未満」となりました。

次の図面をごらんいただきたいと思います。先ほどの地図を数字であらわしたのになります。右側の表の「美浦村」をごらんいただきたいと思います。発病株率につきましては、14.3%から 5.3%となり、9%も減少しており——左側の表の「県南」をごらんいただくとわかりますように、県南の平均を上回っていたものが、平成 30 年度には平均を大きく下回り、周辺の市町と比べても低い数値となっております。

次の画面でございますけれども、こちらは「ひこばえ」の発生状況になります。いわゆる二番穂の状況でございますが、左側の地図で、本村の平成 29 年度は、黒いひし形の 30%から 50%になっておりますが、右側の平成 30 年度では白抜き四角の 10%以下となっております。

次の画面です。

こちらは先ほどの地図を数字であらわしたものでありますが、先ほどご説明いたしましたイネの発生状況と同じく、平成 29 年度には県南の平均を大きく上回っていたものが平成 30 年度には下回るものとなっております。

以上、数値的なものでご説明しましたが、肝心の現場の状況につきましては、J A 稲敷、J A 茨城かすみ両農協に確認いたしました。縞葉枯れ病により収穫が減ったという報告はないとのことでした。

次に、薬剤の助成実績でございますが、農家に対しては全戸配布となります「平成 30 年度経営所得安定対策」という冊子によりまして、平成 30 年度からヒメトビウンカに効果のある育苗箱処理剤全体に対し助成する旨を周知いたしました。助成額は 10 アール当たり 500 円といたしました。10 アール当たりの薬剤使用量を 1 キログラムで算出しております。

助成対象要件といたしましては、生産調整達成者であって、J A 稲敷または J A 茨城かすみでアドマイヤー CR、スターダム、ダントツオリゼメートと同程度の残効性のあるものを購入した方を対象とすることといたしております。

左下の表をごらんいただきたいと思っております。

これを見ていただくとおわかりのように、アドマイヤー CR で 1 キログラム当たり約 2,200 円、スターダムで約 3,600 円、ダントツオリゼメートで約 2,700 円になりますが、農薬の効き目を考え、多くの農家の方がスターダムを使用したということでございます。これまで使用していた農薬が 1 キログラム当たり 1,000 円でありましたことを考えますと、500 円の助成をいたしましても農家の負担は大きなものとなっております。

実際の助成金の額につきましては、J A 稲敷管内は実施面積 137 ヘクタール、54 件の農家に対しまして約 68 万 1,000 円、J A 茨城かすみ管内では実施面積 93 ヘクタール、39 件の農家に対しまして約 45 万 5,000 円を交付いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 詳細な資料を提示し、答弁をいただきありがとうございます。

ことは、つくば市と県西地区に特に多く発生したようであります。当村は、防除等が幸いしたのか発病が少なくなりました。しかし、まだ安心はできない状況であります。この、イネ縞葉枯れ病対策について、来年度はどのような対応を考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） 次年度の対応について、お答えを申し上げたいと思っております。

現地の対応といたしましては、昨年と同じように、収穫後早目に水田を耕起することや、イネ科の雑草を除去することが必要となりますことから、引き続き農家への周知を図っていきたく考えております。

また、育苗箱への施薬による防除は、1年限りでは効果が薄いと言われておりますことから、今後も薬剤での防除は続ける必要があると考えております。

したがいまして、現在、平成31年度当初予算の編成中ではございますが、経済課といたしましては当初予算に「イネ縞葉枯れ病防除事業補助金」を要求しております。

また、中期的には平成31年度から2021年度までの第6次3カ年実施計画においても補助金を交付する計画といたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございました。

本村の農業、そして、水稻生産者を十分理解し適正に対応していただいていることに深く感謝し、二つ目の質問を終わります。

最後の質問になります。平成31年度の人事と新しい事業の有無についてお伺いをいたします。新卒者を含み、就活者売り手市場の中、次年度の正職員の採用予定はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

平成31年度的美浦村職員採用につきましては、保健師2名、保育士1名、一般事務職7名の合計10名の予定となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 平成28年12月の第4回定例議会において、管理職等の定年後の継続雇用について質問をしましたが、平成31年度の再雇用者の予定はどのようになっているのか。本年度退職者数と、再雇用者数を教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

本年度末退職予定者は8名です。

再雇用につきましては、本年度退職予定者4名を含む9名を予定しております。内訳としまして保育士1名、調理師6名、一般事務職2名となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 一般職事務職の職員が少ないように思いますが——くしくも人手不足ということで、政府は外国人労働者の拡大にふみきりましたが、村としては、難しい新採用の正職員の雇用にこだわらず、村に貢献した定年後の職員の雇用を積極的に進められたらと私は考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それではですね下村議員の来年度の新規採用の部分のお話は部長

のほうから答弁がありましたので、実は再任用は美浦村だけではなく、今、国も県もよその市町村も含めて再任用をできるだけという部分で——実は去年ですか、再任用で残るといって残った職員がおりました。ただ、その中で今実際は1人だけが今残っているんですが、2人あったんですが、1人は、やはり各課のその課の部のトップの方も再任用で残られたんですが、やはり今度は主任クラスでその課に残るといことは、現場の仕事をずっとやって来なかった部分でなかなか対応ができないというところで、2カ月で職場を離れたという経緯もあります。ですからやはりその辺がいかに職員として、管理する側になったときにも職員と同じような仕事の技術、スキルがないと残っていけないという部分があります。やはりそこは、再任用で残る部分の難しさなのかなというふうには思います。管理するだけの仕事から、今度はじかに仕事を、住民等の対応をせざるを得ないというのは、ちょっと難しい部分があるのかなというふうに思います。

でも、今回の新採でちょっとお知らせしたい部分があるのは、9年前に議会の皆さんの同意をいただいて小学校4年生からタブレットを1人1台ずつ配布して、IT——要するにそういう勉強を小学校からやってきた経緯があります。その後、中学校にも導入して結果的に9年目で、最初に4年生のときに配付した子供が9歳、高校3年になります。高校で、要するに情報処理という学校の一つの授業の中に美浦の学校卒業した子供たちとよその学校の子供たちが同じ学習をするときに、教えていた先生が美浦の先生なんですが、その先生が言うのには、美浦の子供たちは小学校から中学校とやってきたんで、高校に入って情報処理の専門的な部分でも、よその子供たちよりは早目に習熟度がありますよということで評価を先生がしてくれました。いやそれは、10年先、15年先、もっと社会に出てから効果があらわれるのかなというふうに思ってきたものが、もう、10年たらずにそういう情報的な部分で学校の先生が、美浦の子供たちの小学校から取り入れたタブレットを利用した授業が、こんなによその子供たちとの違いとしてあらわれているという報告だけでも、やってきた経緯が間違いではなかったのかなあとというふうに改めて感じたところでありまして、実は今部長が来年、保健師が2名、保育士が1名、一般職が7名という中に、その7名の中にことし受けて、来年多分美浦に入ってくれるんだろうと思っておりますけども、そういう美浦の中で育った子供が行政の中でも働ける環境が美浦の中にもできたということは、私もうれしい限りかなというふうに思っております。

ただ、ここで言っているのかどうかちょっとあれなんですけれども、実はことし採用の方が1人、去年受けていたんですが、人事課のほうに、美浦の方じゃないんですけれども、初任給幾らもらえるんですかって言ったら、総務課の方でこれですよって言ったら、「済ません、私これでは働けないです」って言って、受かったのにもかかわらず美浦村を辞退した、そういう経緯があります。受ける方の個別の生活環境があるので、それは何ともこちらからは言えないんですけれども、せつかく受かった方が初任給では——これは美浦村だけで決めている初任給じゃございませんので大体市町村ほぼ同じなんですけど、その初任給では働けないという、いかにもちょっと行政の賃金が安いのかなと、思わずそう思ったん

ですが、そういう方もいるので、ことし10人にはなりましたけれども再雇用もありますからもっといるんですけれども、そういうことを考えるとちょっと悲しくなるようなこともあります。

ぜひ、そういう村内で学習した子供がいよいよ社会に出る評価をされる時期になってきたのかなというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） ちょっと答弁ずれてしまいましたけれども、ぜひ再雇用に当たっては、本人の意思も十分参考にして進めていかれることを希望いたします。

また、先ほど石川議員から中島村長4期目への意欲が確認されました。まずは、安心をしているところです。

次の質問では、村長が平成31年新たに予定している事業とまた、現在それに向かって進行しているものがありましたらお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員の平成31年度はどのような方向に美浦村向かうのかなという部分があるかと思えますけれども、まず、新規に事業として考えておりますのは、今、古くなった給食室ですね、大谷小学校の給食室の改築を設計も含めてある程度までいっているのです、来年度はこれを整備していきたい。ウェット型の現状を改善していきたいというふうに考えております。一緒にエレベーターを整備してまいりたいというふうに考えております。今、やはり、いろんな支援が必要な子供たちもおりまして、3階まで上がるのになかなか大変だということもありますので、そこも含めて整備していきたい。

それから、保健福祉のほうではマル福の対象者の拡大もありますので、この取り組みはしていきたい。

でも、よその市町村はもう美浦より先進んでいるようなところもありますけれども、住民票の交付がコンビニでもできるようにしていきたい。残念ながら、下村議員のいる安中のほうにはコンビニがないので申しわけないんですが、コンビニがあれば役場まで来なくてもできるような、よその市町村も先駆けてやっているところもありますので、美浦も来年度はそういうふうなところに入っていきたい。

それと下村議員のいる安中地区の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院の跡地有効利用なんですけれども、これも、美浦村が国の財務省のほうから引き受けた経緯があります。あのところをどういうふうな使い方が一番美浦村として最適か、それは、この前も一般住民に視察をしていただいたり、またそういう見識のある大学の先生も含めたところの意見も入れながら、美浦村の一つの誘客するポイントとして、あそこをどのように周知していけるか、これも、ぜひ、大事な美浦村の最高のいい場所かなというふうには思っております。

それとですね、先ほどもちょっとお話はしたんですが学校のあり方の協議会、これは、前にもお話しましたけれども、ことし平成30年度に4回、平成31年度に3回をやって、

学校、教育委員会、教育長が座長でやっておりますけども、これの答申をいただいて、来年度以降議会に諮りながら美浦村の学校のあり方を進めていくことが近々一つの課題かなというふうには思っております。

ぜひ、議員の皆様にも村外の色々な情報をわかった時点で村のほうに報告いただきながら、学校のいいあり方を模索していきたいというふうに考えております。当然、そこに暮らす村民の住民が一つの主役として、村民が主役だよという部分は、これは1番頭に掲げて推進をしていくつもりでございますので、平成31年度いろんな事業がありますけども、議会の判断をいただきながら村政はともに——先ほども、車の両輪でお互い住民の先頭に立って引っ張って行けるような村政を築き上げられれば、それも平成31年度の目標に入れていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 村長の「いいな美浦」そして、「住んでよかったと思えるふるさとづくり」さらなる努力にご期待を申し上げまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

午後3時再開といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時01分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、椎名利夫君の一问一答方式での一般質問を許します。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 9番議員、椎名です。

通告書に従い質問いたします。

最初に、登下校時における交通安全の確保についてお尋ねします。

茨城県警察本部の過去10年間の資料によりますと、県内における交通事故発生件数は、平成29年は9,679件、10年前の2万415件よりは減少していますが、ここ数年は1万件前後で推移しています。交通事故の死者数は、平成29年が143人で全国ワースト9位と依然深刻な状況にあります。

一方、子供たちの交通事故は、平成29年は前年より若干減少しているものの、幼児の交通事故件数は283件、小学生は341件、中学生は279件となっており、多くの子供たちが交通事故に遭遇しております。交通安全の確保、命にもかかわる大変重要なものであると考えます。美浦村においても、ふれ愛プラザ信号のところで死亡事故が起きております。子供たちの登下校に当たっては、通学時間帯が通勤などの交通量が多い時間帯に重なることもありまして、子供たちの大切な命を守るためにも交通安全対策は大変重要であると考

えます。

そこで、村では現在、通学時における交通安全対策として、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 椎名利夫議員のご質問にお答えいたします。

登下校時における交通安全対策について、お尋ねをいただきました。

村では、登下校時における交通安全対策といたしまして、歩道整備などのハード面と見守り活動などソフト面での取り組みを行っております。

まず、ハード面での取り組みにつきましては、通学路の歩道の整備をはじめ、道路の舗装の色や材料の一部分だけ変え凹凸があるように見せかけ、ドライバーに注意を促し自動車の速度を落とさせるために設けるイメージパンプの設置や「スピード落とせ」などの路面表示や看板の設置を行っております。

次に、ソフト面での取り組みにつきましては、村内小中学校では学級ごとの交通安全指導や長期休業前の交通安全指導を行っておりますほか、年度初めには、交通安全協会から講師を招きまして交通安全教室を実施しております。さらに、総合的な学習の時間には、地域安全マップづくりを行いまして、児童みずから危険箇所の確認をする取り組みを行っているところでございます。

このほか、村老人クラブ連合会では、4月、9月、1月に下校児童の見守り活動を行っていただいておりますほか、村民の方々には日常の散歩、ジョギング、買い物などで出歩く際に、見守り活動の登録をしていただきまして、村から防犯キャップ及びベストを貸与し、「ついでにパトロール隊」として見守り活動に参加いただいております。

登下校時の交通安全対策につきましては、車両による事故のほか、不審者から子供たちを守る対策も必要となりますことから、村といたしましては、物理的なハード面の整備はもとより、見守り活動によるソフト面の取り組みも実施いたしまして、引き続き子供たちの命を守る交通安全の確保に取り組みまして、安全で安心な村づくりを進めてまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 答弁ありがとうございました。

村におけるハード、ソフト両面での交通安全対策については、子供たちの命を守るため、なお一層の取り組みをお願いしたいと思います。

さて、小学校までの通学距離が長い土屋地区の児童については、バス及び自転車で通学しておりますが、その通学方法の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

土屋地区の児童の通学方法の現状について、お尋ねをいただきました。

土屋地区の児童につきましては、小学1年生及び2年生がバスを利用して通学しており、

登校時2便、下校時2便の運行スケジュールとなっております。なお、3年生から6年生につきましては、自転車で通学をしております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ありがとうございます。

皆様もご承知のとおり、土屋地区を通る県道稲敷阿見線は交通量の多いのはもちろん、大型の車両がふえ、道路が直線のためスピードを出す車も多く、歩行者や自転車の通行は命がけとなっております。このような状況の中、まだ体も小さく、自転車の運転も高学年ほどには慣れていない自転車に乗ることがやっとの小学3年生が自転車で通学することは、体力面、交通安全の面からも余りにも危険が多過ぎます。保護者も子供が帰ってくるまで、毎日心配が尽きないと思います。

そこで、通学バスの座席に余裕があるのであれば、バスの有効活用と交通安全対策の一環として、土屋地区の小学3年生までバス通学の対象を拡大すべきではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

土屋地区児童のバス通学の対象拡大について、お尋ねをいただきました。

現在使用しております通学バスの乗車定員は、大人3人、子供49人であります。

土屋地区などバス通学対象地区の小学校1年生から3年生までの児童数は、今後も50人から60人台で推移し、バスの運行便数を考慮いたしますと、3年生にまで対象を拡大しても十分バスの乗車は可能となります。

なお、昨年の降雪の際には、児童の安全並びに保護者の方々や土屋地区の方からの要望を考慮いたしまして、1年生から3年生の児童全員がバスに乗車することが可能であったことから、乗車を希望する土屋地区などの小学校3年生までバス通学の対象として運行したところであります。

現在、小学1、2年生を対象としたバスの運行便数は登校時2便、下校時2便ですが、小学3年生にまで対象を拡大いたしますと、登校時は2便のままでは対応可能ですが、下校時につきましては、1、2年生の利用状況にもよりますが、3年生が6時間授業を行う日は、下校時刻が1、2年生よりも55分遅くなるため、新たな便がもう1便必要となる可能性があります。

バス通学につきましては、このような状況にありますが、教育委員会といたしましては、来年度からバス通学の対象学年をバス通学対象地域である土屋地区などの小学校1、2年生に加えまして3年生にまで拡大し、バスの有効活用と児童の交通安全の確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 来年度までに3年生までバス通学を拡大するとの答弁をいただきました。聞き間違いではないですよね。保護者の方々もどれだけ安心できるか喜ぶ顔が見

えるようです。本当にありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの質問にもありました県道稲敷阿見線の整備状況についてお尋ねします。

この件に関しましては、過去何度も質問しておりますが、いつになっても進展がありませんので、再度お尋ねいたします。

現在、村が竜ヶ崎工事事務所からつかんでいる状況や情報、竜ヶ崎工事事務所へ働きかけを行っているようなことがあれば教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまの椎名議員の県道稲敷阿見線の情報等があれば、お尋ねしますということでございます。

この路線につきましても、茨城県竜ヶ崎工事事務所が道路管理者となっておりますので、茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認し、回答を得られた内容についてお答えを申し上げたいと思います。

県道稲敷阿見線につきましては、現在、東京電力により電柱移設を進め、ほぼセブンイレブンと出戸自動車の間ですね、こちらが完了している状況でございます。県では今年度ですね、道路の詳細な設計を進めているところであり、警察と交差点形状の協議、占有者と埋設管の移設の協議、村と流末排水の協議もあわせて進めるなど工事に向けた準備をしているというようなことでございます。また、今年度ですね、土屋稲荷神社付近——集落センターの付近でございますけれども、こちらの境界復元測量を完了させたため、今後は地権者に用地協力の依頼をしていきますとの回答でございました。

次に、工事につきましては、来年度以降、出戸自動車からセブンイレブンの区間を工事する予定をしているとの回答をいただいております。

地元住民からも、振動による多くの苦情が寄せられているところでございまして、椎名議員が直接竜ヶ崎工事事務所に要望をしていただいたおかげで工事着手に拍車がかかったものと確信をしております。感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 今話が出ました、みんなが困っている住宅の振動や騒音、これは下水道工事による路面のつぎはぎやマンホールと路面との段差による衝撃が原因であります。余りにも振動や騒音がひどいので、健康被害を訴える人も出ています。

早急に県道の改良工事ができないのなら、村が対応策を立てるのが当然だと思いますがどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

村といたしましては、平成24年度に通学の安全対策としてカラー舗装を県に要望し、平成27年度に施行をしていただいたところでございます。また、最近では、平成29年度に

下水マンホール周辺の舗装を村で補修しております。

各種被害に対しての対応方策といたしましては、さきに述べさせていただきましたように、道路管理者である県への働きかけを引き続き行っていくとともに、村の占用物に起因する被害につきましては、適切に対応し、住民が振動や騒音等に起因する被害が出ないように推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） セブンイレブンから出戸自動車の間は新しい電柱への移設を終わり、古い電柱も12月14日までに撤去が完了しております。いつでも改良工事に入る状況になっています。

そこで、次の工事がいつになるのかお聞きしたかったのですが、最初の質問で出戸自動車からセブンイレブンの間は、来年度以降工事をする予定であるとの答弁をいただいておりますので、来年度早々に着工するよう村からも働きかけをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

この道路は非常に交通量が多く、最近ではダンプカーや20トンを超えるトレーラー等の大型の車両がふえまして、歩行者や自転車の通行がますます危険性を増しています。大型車同士がすれ違うには道路幅が少ないため、片方の車は側溝のふたまで乗り上げてくるのが現状です。そうしますとふたが重量に耐えきれず破損してしまい、歩行者や自転車は避けて道路面を通らなければなりません。そこで危険性が一段と増してしまいます。

こういう状況に対して、村としてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

先ほどですね、来年早々に着工するようとの椎名議員の要望がございましたので、そちらにつきましては、竜ヶ崎工事事務所のほうに再度、要望をしていきたい、早々に着工するように要望していきたいというふうに考えております。来年度以降工事を進めることとなっていることから、県道阿見稲敷線の改良工事が進むことによりまして、歩道や路肩が整備されるため危険性はかなり減るものと考えております。

村といたしましては、県に対しまして、県道稲敷阿見線ですね、こちらの村内全線の整備が早急に完了していただくよう、引き続き要望を強くですね、要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 答弁ありがとうございます。

村内全線の早期完了させるために、これからも継続して村からの働きかけをお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

次に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番議員、飯田です。

通告書に従い、質問します。

初めに大山旧病院跡地内覧会について質問します。

写真資料をお願いします。

11月10日に内覧会を開催しました。そのときの中の写真でございます。

お尋ねします。内覧会の参加総数、そして村内外の人数の詳細をお伺いしたいと思えますので、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

まず、去る11月10日に実施いたしました東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の内覧会一般参加者数でございますが、28名となっております。そのうち村内からの参加者が10名、村外が18名となっております。

また、補足としまして、飯田議員にも参加いただいた、普段入れない敷地を公開対象とした一般開放の参加者は106名となっており、村内から14名、村外から92名となっております。

想像以上に村外からの参加者が大勢いらっしゃいました。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

当日、私も参加しました。村外からたくさんの参加者が来場されてにぎわっていたのを覚えております。

また、一眼レフカメラとか相当高級なカメラを抱えてきていましたので、相当そういうのに関心がある方が、ほぼ90%以上がそうかなと思っております。

次に、資料をお願いします。

これはですね、当日の内覧会のときに参加者の方にお渡しした中の地図、そのほかにもアンケート調査の用紙も配っております。

内覧会での調査したアンケートの内容、詳細を伺いたいと思えますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

アンケートの内容としましては13の問いがあり、参加者の性別や出身地などの属性に関する設問のほか、主な設問といたしましては、当該施設について「問4として、興味・関心があるのはどういった点ですか。」「問9として、跡地の活用についてどのようなこと

に留意すべきですか。」あるいは、問 13 で、跡地内の施設についての関心について聞いているというようなものがございました。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

今言った9と13ですか、4とありますけれども、まだやったばかりで1カ月ちょっとしか経っておりませんが、部長、また皆さんで見ました——見た範囲で結構ですから、今言った4番、9番、13番中で部長なりに、こういうことがちょっと多かったのかなというのがあれば、お伺いしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

各問とも、選択肢を選ぶというような形式となっております。

「問4の興味・関心があるのはどういった点ですか。」との質問では、「跡地・旧施設の歴史」を選ばれた方が圧倒的に多く、次が「旧施設の処分・保存」を選んだ方が多かったようです。

「問9では、跡地の活用についてどのようなことに留意すべきですか。」の質問では、「歴史・文化的価値としての配慮」を選んだ方が圧倒的でした。

「問13、跡地内の下記施設についてお尋ねします。」の質問では施設ごとに設定した質問ですが、代表としまして「①司令部庁舎」を見てみますと、「施設は保存してほしい」と「今後、同様の内覧会に参加したい」との回答が多くありました。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 当日、私も一緒にアンケート調査を知らない方と話しながら書いてはいたんですけども、やはり私の受けた感覚でも、やっぱり保存ほしいというような意見が多かったのかなと思っております。

前の質問でも答弁をいただいておりますけれども、前回よりもですね、情報は集まってきたのかなと思っております。内覧会のアンケート調査のデータはまだ出ていませんけれども、以前にやりましたコンサルのご意見、そして村内意見も加味していただき、そしてですね、先ほどの石川議員が言ったようにですね、平成31年度からの事業の中で大山旧病院跡地をどうしようかという形で、村長のご答弁を聞いていました。ぜひともですね、前回の答弁よりもですね、踏み込んだ答弁をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

現在、アンケートの集計作業及び報告書の取りまとめを委託業者が行っており、報告書が提出されましたら、今後の方向性も含めて改めてご報告させていただこうと考えており

ます。

しかしながら、1日だけの公開で参加者の定員がすぐに一杯になり、敷地に入るだけでも良い方が100名以上となったことについては、全国的には興味がある人、一度は見てみたいという方も大勢いることがわかったので、今後につなげていければと考えております。

以上、飯田議員への答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

確かに想定以上の参加者が来て、備品などの調達やら何やらで大変だったなというのは、当日見まして本当に大変だなと思っているところです。

今、部長が答弁したように多少は期待したんですけどもですね、余り踏み込んだ答弁とはちょっと思われぬのかなと。以前の答弁とそんなに変わらない。

とりあえず、以前よりもですねアンケート調査が出るということで、そのアンケート調査の出る時期はいつでしょうか。お伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

報告書の提出は3月ですので、議会においても内容の報告をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今の答弁で来年3月ということで、議会においても報告することなんですけれども、ぜひですね3月には多少、今の答弁よりも二歩、三歩進んだ答弁を期待いたします。方向性のほうもね、今よりも、もっと進んだ形での説明を期待しております。

次の質問に移りたいと思います。

資料のほう、よろしく申し上げます。

水道民営化法案が現在衆議院を通過しました。以前にも質問しておりますが、村内施設も40年がたち相当老朽化が進んでおり、更新・管理運営など答弁いただきましたが、現在も財源確保が大変な問題です。

法制化することを前提に、本村独自案と方向性をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、飯田議員の水道事業民営化について、本村の方向性についてお伺いしたいというようなことにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

水道事業につきましては、全国的に人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少傾向にある中、施設の維持管理や修繕を計画的に行うこととあわせ、災害対策も行いながら将来にわたり水道事業の持続可能なものとしていくことが大きな課題となっております。

このような水道事業の直面する課題に対応し、水道事業の基盤の強化を図るため、水道

法の一部を改正する法律が 12 月 10 日に閉会しました臨時国会に提出され、可決をされております。改正法の概要につきましては国、都道府県、市町村等の水道事業関係者の責務の明確化や広域連携、適切な資産管理、官民連携の推進等とされており、中でも官民連携を通じて民間の資本の活用による公共施設等運営事業、いわゆるコンセッション方式の仕組みを導入し、水道施設運営の権利を設定し、民間事業者による水道事業施設の管理、運営等を可能にするということで、一部では「水道事業民営化法案」とも言われております。

水道事業の民営化につきましては、海外の状況についてテレビはインターネットで盛んに発信されておりました、その中には民営化により水道料金の値上がりや水質悪化を招き、公営化に戻すなどの例が取り上げられております。

本村の水道事業につきましては、ご承知のとおり日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場に伴う生活用水及び業務用水の確保を目的に、昭和 51 年 4 月に村営水道事業として発足し、昭和 53 年 4 月より美浦トレーニング・センターを初め、周辺公共施設と役場及び中学校へ供給を開始しております。その後、昭和 55 年度には日本テキサス・インスツルメンツ社への配水管を整備、昭和 59 年度からは、第 1 次拡張事業として安中地区を初め村内全域を給水区域として配水管の整備を進め、おおむね平成 8 年度には整備を完了し、平成 29 年度末の普及率は 95.5%となっておりますが、議員ご指摘のとおり水道施設が整備から 40 年を経過し、給水人口の減少等により給水収益が減少する中、老朽化した施設の更新や災害に対応した施設の維持管理を図り運営していくことが美浦村においても大きな課題となっております。

水道事業は、住民の日常生活に密着した健康と安全を守るために欠くことのできない重要な事業でありますことから、今般の水道法改正による水道施設の運営権を民間に委ねる官民連携方式の導入に当たりましては、海外での事例なども十二分に踏まえ、コスト縮減や人員の適正化、技術継承、さらには災害時の危機管理等も考慮し慎重に見きわめていく必要があります、また、茨城県や近隣市町との広域的な連携強化も視野に入れながら、検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7 番（飯田洋司君） 詳細な答弁ありがとうございます。

資料のほうをお願いします。

こちらはちょっと写真で撮っただけなのでちょっと見づらいかと思うんですけども、一応全国平均と思いましたがけれども、やはり関東で近いところの水道料金の比較をしたほうがいいのかと思って出した資料でございます。料金だけでは比較するのはちょっと疑問がありますけれども、地域の特性、原水のきれいさ、人口密度率、詳細は省きますが、地域特性が大きくなり難しいと思っております。しかし、霞ヶ浦を利用している近隣市町村の特性は一部ですので、広域化協議もそれほど難しくないと考えております。

そこで再質問します。本村に関しては多分、民間のほうも採算の面でちょっとどうかな

と思っております。答弁されたとおり、合理化での広域化に進んでいく道しかないのかなと思っております。少子化、人口減少、財源問題も大きくなり早急に広域化を計画しなければなりません、現在、他市町村との情報交換、また県との情報交換などあればお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、飯田議員の再質問でございますが、先ほどですね龍ヶ崎市 1,200 円ほどと料金になっていたかと思いますが、こちらですね、議員がどちらから資料を取り寄せたかちょっとわからないんですが、もう少し高いのかなと思っておりますので、後ほど担当課のほうで調べさせますので、飯田議員のほうにですねお伝えをさせていただきたいと思っております。

それですね、ただいまのご質問に対しましてお答えをいたします。

水道事業の広域化でございますが、平成 28 年度の総務省及び厚生労働省の通知により、国は経営基盤の強化と経営効率化の推進を図る方策として、都道府県ごとに検討体制を早期に構築し、広域連携の検討を進めるよう要請をしております。茨城県におきましても、保健福祉部生活衛生課が所管となり、水道事業の広域連携の制度や先進事例等について勉強会や意見交換会が開催されているところでございます。あすもですね午後から市町村会館のほうで、こちらについての意見交換会、全体会というような形で開催される予定となっているところでございます。

水道事業の広域化等につきましては、地域の実情に応じて事業統合、施設の共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等々ですね、さまざまな形態が考えられますが、美浦村といたしましては、茨城県を初め、近隣市町とも情報を共有するなどの連携を図りながら、本村の水道事業の安定した経営を最優先に、そして、住民サービスの低下を招かないよう慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7 番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

本当に法制化になってからマスコミのほうもですね、水道に関しては海外での情報であったり、最近では、分譲地ですか、別荘の分譲地の民間の水道事業者が 12 月 17 日に水道料金を上げる、認められなければとめますというような感じで、二日前の情報では住民、一応、電気料金は上げるのを認めるという形で 17 日の水道供給ストップっていうのは何か解除できるのかなと思っております。

部長ぜひともね、本村の水道事業、いろんな情報、多分出てくると、これからも出てくると思うんですけども、とにかく、美浦村住民ファースト第一に考えていただいて水道事業のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁終了いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（沼崎光芳君） 答弁は終了ではないよね。

質問は以上だよ、終了だよ。

答弁はいいんじゃないかと、質問は終了ですね、飯田議員。

○7番（飯田洋司君） 質問当初にちょっとごたごたしていたのと、今もちょっと機械のほうで挙動不審なところがありましたので、以上で答弁を終了いたします。

○議長（沼崎光芳君） 質問ね。

[笑う者あり]

○7番（飯田洋司君） 質問を終了いたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、以上で飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議長（沼崎光芳君） 本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時47分 延会

平成30年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成30年12月20日 開議

一般質問

竹部 澄雄 議員

塚本 光司 議員

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	山 口 栄 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書	木 村 弘 子
書	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） おはようございます。

議員番号2番、竹部です。

通告に従い幼稚園及び小学校の送迎用バスについて及び美浦村上空を通過する航空機について質問いたしますので、よろしくお願ひします。

まず、通園バスですが、通園バス及び通学バスは子供たちを安全に幼稚園と小学校に送迎するために運行されている送迎車ではありますが、経費の関係で長期にわたり使用されています。現在運行している美浦幼稚園バスと大谷小学校通園バスについて質問させていただきます。

通園バス及び通学バスの初年度登録年度、走行距離表示値、年間運行維持経費及び廃車の規定について伺います。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） おはようございます。ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

通園・通学バスの現状について報告させていただきます。幼稚園送迎バスは2台あり、まず、ナンバー87番車でございます。初年度登録限度は平成12年8月でございます。走行距離は23万5,650キロメートルでございます。平成30年11月30日現在の距離でござ

います。

次に、ナンバー124 番車は、初年度登録年度は平成 13 年 8 月でございます。走行距離は 22 万 7,413 キロメートルであります。年間運行維持経費につきましては、平成 29 年度決算で 2 台合わせまして 724 万円となっております。

うち修繕費にかかった費用につきましては、約 2 台合わせまして 50 万円となっております。

次に、小学校送迎バスは 1 台で運行しております。初年度登録年度は平成 11 年 3 月でございます。走行距離は 22 万 7,043 キロメートルであります。年間運行維持経費は平成 29 年度決算で、370 万円となっております。うち修繕費にかかった費用は約 30 万円となっております。

なお、廃車の規定等につきましては定められておらないところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

廃車の規定がない児童送迎用バスを運行するに当たり、使用年数、走行距離数が適切であるか。児童送迎用バスの安全の確保についていつか買いかえが行う時期が来ると思うが、明確な規定や基準がなくとも通園・通学バスを買いかえることができるのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

児童送迎用バスにつきましては、法令に基づき適切に 6 カ月ごとに点検を実施し、毎日の運行が安全にできるよう維持管理に努めております。車両の安全運行にとりまして重要なのは、車両の新しい古いというものではなく適切に管理がなされ、安全面の不具合が起らないよう対処していくことと考えております。

なお、買いかえにつきましては適切な点検を実施しておりますことから、その点検の中で安全を確保する運行が不可能と判断された際に迅速に購入を考えるべきものと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

適切な点検を実施しているので古いとか新しいというのではなく、点検の中で安全を確保する運行が不可能と判断された際に敏速に購入を考えるべきものだということがわかりました。

次の質問に移ります。児童送迎用バスの購入時、村の資産として購入運用する場合とリース車両で運用する場合とのメリット及びデメリットについて伺います。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

送迎バスを新車で購入しますと約 700 万円となります。リース車ですと 6 年契約で年約

90万円となります。リースにおいても看板文字やドライブレコーダー等は附属されておりますが、車両のみであり法定点検、任意保険、消耗品等は含まれておりません。契約時、法定点検、任意保険、オイル、バッテリー、タイヤ交換などを含めればリース料が増額するところでございます。

新車購入は、車両費用を一括支払いすることで単年度で完結をいたします。リース車は、毎年度の支払い平均化でき資産管理が発生しないことと考えられます。

以上、報告させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

村の資産として車を一括購入する方法と、リースで6年間車両だけを借りる方法でも実際には諸費用等は同じようにかかるということですが、リース会社に法定点検や任意保険、整備費用をリース代に含まれば、6年間では村で一括購入し資産とする車両代金と同額になると予想されます。

再質問します。

村が資産として児童送迎用バス購入をした場合も、リースで児童用送迎用バスを契約した場合も、年間の維持管理費用がかかります。資産として村が車両を購入した場合と車両だけリースした場合の車両維持管理を村の整備工場に依頼すれば、村民の税金を地元の整備工場に還元することになり、整備工場の収入を申告納税することで村の税収につながることを考えているのだなと思います。リース車両が6年契約であるのは、減価償却によるものであると思われるが、現在使用中の児童送迎用バスは、購入から18年経過しています。実際の運用を想定し、トータルコストが両方でどれだけの違いがあるのかご意見を伺いたい。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

リース車につきましては、契約年数やリース会社の利益計上等、または契約更新、契約満了時に残存価格計算により買い取る等、契約時の内容によりリース料は大きく異なります。

幼児送迎用バスは30万キロ以上走行可能とのことでありますので、10年以上使用するとしまして単に比べますと、車両に係る経費は購入することが有利でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

やはり村で資産として車を一括購入し、適切に6カ月点検を実施し適切な管理を行えば常に安全な走行が可能となり長期使用ができること、長期間の運用することを前提に見れば、リースで車両のみを一定期間借りるよりも減価償却期間を過ぎれば維持管理のみで運行することができ、村の負担が少なくなることが具体的な説明でわかりました。

次の質問に移ります。

現在の児童送迎用バスは、登録当時の安全基準・環境基準の適合車ではあるが、現在の安全基準・環境基準には適合していない。児童生徒の安全及び運転手の交通安全を確保するための「幼児専用車の車両安全の向上のためのガイドライン」に適合した送迎用バスの存在を把握していたのか伺いたい。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

「幼児専用車の車両安全の向上のためのガイドライン」は、平成 25 年 3 月に車両安全対策検討会より、国土交通省に報告されております。

ガイドラインの趣旨としましては、一つ目として、自動車製作者等が幼児専用車を開発するときの方向性等を示しております。二つ目としまして、幼児用座席に適した座席ベルトが開発されることを促すとされております。三つ目としまして、安全対策を義務づけるのではなく、使用者が安全対策を講じた車両も選択できるようにする。とのこととなっております。

以上、3 点の趣旨と把握しております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

幼児専用車の車両安全のためのガイドラインの規定については、村は把握していたことがわかりました。

再質問します。

児童送迎用バスに適用される要件として保安基準第 22 条の衝突などの緊急時の安全確保のための座席の形状の違いがあります。主に前方座席による加害部位となっている頭部・顔部・頸部を受傷することが多いため、現在使用している使用経過車に装備を後づけできるように平成 26 年度をめどに部品開発を行うように自動車製作者などに望んでいます。また、安全走行のためのドライブレコーダー、アクセルインターロックの整備、2 段インナーミラー、Pレンジロックシステムなど児童送迎バスに装備され安全確保の対策がされていきます。

現在、使用されている美浦村の児童送迎用バス 2 台を平成 28 年 8 月にシートの張りかえを行っていますが、車両安全対策検討会が平成 25 年 3 月に取りまとめた「幼児専用車の車両安全の向上のためのガイドライン」を把握している学校教育課が、国土交通省が使用過程車に対して安全対策を講じる場合の安全対策項目で早期に安全性を高める必要がある事象として、シートバックの後面に緩衝材を装備し、シートバックを現状より 100 ミリ程度高くすることを推奨し、平成 26 年 10 月から販売されています。

「幼児専用車後付け保護パッド」を取りつけ、安全対策をしなかった理由を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

現在、運行している幼稚園送迎用バスは車両安全基準を満たしているものであり、村としてはシートの劣化が激しくあったことから園児の快適な乗車環境を提供することを目的に実施したものであります。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

現在、運行している幼稚園バスは安全基準には適合しているものであるとの答弁ですが、当時の安全基準は、現在の国土交通省自動車局が推奨する安全基準には適合していないことを理解していただきたい。シートの部分の劣化が著しいので交換したとのことだが、交換当時、国土交通省自動車局が各メーカーに安全対策を施しているシートが販売されていました。ちなみに価格は一車両約25万円。事故に至ったときに、前席のシート部分で子供たちが衝突時に、頭部・顔部・頸部を受傷する事象が多いので改良がなされているシートです。写真にもありますが、現在使用している幼稚園送迎用バスは運行年数が古いので、いつ故障・廃車するかわからないので、費用がかかる安全対策適合シートを装着しなかったのだと思います。

美浦村の幼稚園バスは使用頻度からすれば程度はとてもよいほうだと思われれます。また、クラッチ板の交換も4年前にしているし、6カ月点検もきちんと村内の自動車整備工場が公用車として点検・整備していますので、まだ6年は運行できるんじゃないかと思っております。安全対策が施されたシートに変更していただきたかったなっていうのも一理あります。

今回、通園バスについて調査し質問いたしました。現状では大きな故障もなく運行していただいておりますが、美浦村の未来を担う子供たちの安全を守るためにも、国土交通省が推奨する安全基準適合通園通学バスの購入を今すぐにしていただきたいとは言いませんが、資産として運用する公用車の廃車基準がないのでは車両更新の予算を組むことができないと思います。故障したら車両更新をするのではなく、廃車基準を設けて対応するようにしていただきたいと思います。

村長にお伺いします。

子供たちの送迎用バスは月曜日から金曜日、5日間も使用するものであり、現在のバスは20年近く経過し、いつ故障するかわからず部品の調達も難しい、安全基準・環境基準には適合していない。幼児専用車の車両安全の向上のためのガイドラインにも適合していないなど、子供たちの安全及び運転手の安全運転を確保するためにも、車両更新の基準をある程度決めておくべきだと考えますが、村長のご意見を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは竹部議員のですね、子供たちの送迎バスの安全ということで、実際、もう年数は過ぎておりますけれども、22万・23万キロという走行距離が先ほど次長のほうから答弁がありました。

竹部議員のおっしゃる幼児の安全安心を思う気持ちは私たちも同じ気持ちでございます。しかもガイドラインはいろいろと設定されておりますけれども、更新時6カ月点検とかで、その基準を満たさなければ点検が通らないというような事態、また、陸運事務所の基準にも適合しないというようなものであれば、当然、点検の修了ができないというふうにもなります。議員おっしゃるように早期にそういう安全を備えた、将来的に車の配備をできる時期を定めておくべきではないのかという部分なんです、それについては、今の点検の中で点検をする事業者が、そろそろいろんなところに摩耗が生じてきているというような判断を6カ月点検のときに出てくれば、いつごろには配備をする、しなくちゃいけないのかなという答えもそこに出てくるかなというふうに思います。そのときには、今の基準に合わせた安全で送迎できるようなガイドラインに沿ったような車を調達すべきだと私は思っております。その辺の車についての知識が——どの年度、どの走行距離っていうのは、把握はしていないんですが、それは専門分野で点検をやる自動車業者の判断をある程度持って、いつごろにはという答えもその中では出てくるかと思っております。それに合わせて、次の購入に向けた準備はしていかがるを得ないのかなというふうには思っております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長答弁ありがとうございます。

村長の前向きな答弁を聞き、村長自身も車両の更新時期が近いとの判断をされているかと思っております。子供たちの安全及び運転手の安全運転を確保するためにも20年近く経過している車両でありますので、早期の更新をお願いして質問を終わりにいたします。

次に、美浦村上空を通過する航空機について質問させていただきます。

美浦村上空を通過する航空機について。

ここ数年、日本を訪れる外国人観光客の数が急増しており、実際に観光地や街の中で外国人の姿を見かけることがふえました。東京オリンピック開催もあり、その外国人が日本を訪れるためには海外から航空機を受け入れなければなりません。私たちが住む美浦村は、成田国際空港から25キロくらいしか離れていない場所に位置しています。

そのような関係から成田国際空港に離発着する航空機が美浦村上空を通過旋回することで質問させていただきます。

成田空港の「四者協議会」は成田空港の機能強化について合意し、平成30年3月13日に確認書を締結し、今後、第3滑走路の新設や既存滑走路の延長、発着時間の延長などで現在の年間発着数を30万回から50万回に拡大すると公表しました。

現在、南風運用時の成田空港着陸機は美浦村上空を旋回し通過しているが、発着回数の増加で航空機の騒音や落下物などの危険もふえると予想されます。

美浦村として今後、稲敷地方航空騒音公害対策協議会においてどのような要望すべきか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

ことし3月13日に開催された国土交通省、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社による「成田空港に関する四者協議会」において、成田空港のさらなる機能強化について合意し、確認書を締結しております。

機能強化の概要としましては、C滑走路の増設、B滑走路の延伸、発着時間の延長などにより年間発着回数を現在の30万回から50万回に拡大するものであります。

村からの要望といたしましては、近隣の7市町村で構成される稲敷地方航空騒音公害対策協議会を通じて、毎年航空機騒音等に対する要望書を提出しております。

要望の内容としましては、標準飛行コース及び飛行高度の遵守について各国会社への周知徹底、夜10時以降の離発着便数の削減、騒音の常時測定のための固定局を設置し、それを踏まえた防音対策、テレビ受信障害の苦情等への速やかな対応、周辺対策交付金制度の見直し、住民と直接対話する機会を設けることなどを要望しております。

議員ご指摘のように、離発着回数の拡大により騒音や落下物等の危険度がふえる可能性は、高くなることが想定されるところでございまして。昨年、美浦村と稲敷市の境界付近にある企業の敷地に航空機のものと思われる落下物が発見され、テレビ等でも報道されております。このような事故が起きたことは直接住民に与える影響は大であり、ゆゆしき問題でございまして。今後、二度と起きてはならない事故であったと認識しております。

また、B滑走路の延伸により飛行高度が変更になることから、騒音に対する苦情等も増加するものと思われまして。しかしながら現在は、法律に定めている基準値以内になっていることからですね、要望にとどめているところでありますが、このような状況を踏まえ、今後は、夜間の離発着便数の増加やC滑走路の運用開始などの動向を注視し、住民からの苦情について内容を精査した上で、その都度要望に加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

写真をお願いします。

この写真は、平成30年9月27日に航空機のパネルが落下した稲敷市の鉄鋼加工工場の野村鋼機の場所を航空写真で示したものです。美浦村と隣接しているのがわかると思います。

再質問します。

「近隣7市町村で構成される稲敷地方航空騒音公害対策協議会を通して、毎年航空機騒音等に対する要望書を提出しております」とあるが、平成30年12月現在、「落下物について」の要望は含まれていない。

昨年の平成29年9月、稲敷市と当村の境界付近において飛行中の航空機より縦約60センチメートル、横約150センチメートルの部品が落下した事実があるため、当村として具体的な要望策や万が一の事故発生時のフローチャートを成田国際空港会社に要望する必要があると思われる。フローチャートは、作業や処理の手順、データの流れや問題解決の手

順を図式化したものです。

当村上空を旋回する航空機による落下物は、今もこの瞬間発生し得る。自然現象である地震には建物の耐震補強や避難訓練で対策し、人為的な要因が生まれることが多い火災には具体的に意識や行動を変えることで対策を行っている。

騒音対策が主となりがちな現状のルールが適切かどうかも踏まえて、美浦村は住民の安心安全を守る方法を探る必要があると思うが、村の考えを伺います。

参考までに 2007 年から 2016 年までの 10 年間、成田国際空港周辺で確認された落下物は 19 件あり、ビニールハウス・車両・屋根がわらの物損事故は 5 件発生しています。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

航空機からの落下物は最悪のケースの場合ですね、人命にもかかわる重大な問題であり、決してあってはならないということでございます。平成 29 年 9 月、稲敷市と当村の境界付近に航空機の落下物があったことは記憶に新しいところであります。昨年この事故を受けて、昨年 11 月には国土交通省により、有識者や航空関係者による「落下物防止等に係る総合対策推進協議会」が開催され、国を挙げて落下物防止に係る総合的かつ迅速な対策が図られることになりました。

村としては二度と航空機からの落下物事故が起きないように、事故の原因究明、再発防止策の徹底並びに万が一に落下物の事案が発生した場合の対応・体制などのマニュアル化などを継続して要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） 前向きな答弁ありがとうございます。

いつ起きても不思議ではない人災事故であり、国土交通省も落下物防止にかかわる総合推進審議会を平成 29 年 11 月と平成 30 年 3 月の 2 回開催されていますので、美浦村も要望を踏まえ、落下物対策の対応策をしていただきたいと思います。

再質問します。

美浦村は、航空騒音公害に対してどのような要望を何件提出し、具体的に対応策がされたのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

毎年 11 月に稲敷地方航空騒音公害対策協議会事務局である河内町が各市町村の要望書を集約し、成田国際空港株式会社に提出しております。村からは、先ほどご説明いたしました五つの項目について要望をしております。一つ目は、飛行高度や夜間 22 時以降の便数削減などに関する飛行コースについて、二つ目は騒音測定などに関する防音対策について、三つ目は、テレビ受信障害などに関する環境保全対策について、四つ目に、周辺交付金の制度見直し及び新設について、五つ目に、その他ということで、住民との直接対話の場を

設けることや空港に関する情報の周知、茨城県南地方の経済及び産業発展のための空港の有効性のアピールなど要望しております。

成田国際空港株式会社の対応としましては、数年前になりますが美浦村地内の2カ所で臨時に騒音測定を実施していただいております。そのほかに航空情報を初めとする情報の公開、テレビ受信に関する専用窓口の設置、23時以降の運行は低騒音機に限定するなどの対策をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

五つ要望をしていること、数年前に美浦村地内の2カ所で臨時に騒音測定を実施していただいたとの答弁ですが、いつ実施されたのか、また、その騒音測定記録は村民に発表されたのかわからないし、ホームページにもこのときのデータは載っていません。

再質問します。

写真をお願いします。

成田国際空港株式会社は平成23年10月20日より、混雑時間帯に限定してB滑走路から同時離発着ができる同時離発着方式を導入し、飛行コースが変更されました。翌年の平成24年3月25日から4月4日までの11日間、土浦市、かすみがうら市、美浦村、阿見町の4市町村において航空機騒音の調査が実施され、美浦村では1地点、大谷小学校にて騒音測定が行われました。今、電子黒板に掲示されている写真はそのときの様子とデータです。約7年前の結果では騒防法「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が定める基準値を下回りましたが、来年度の平成31年度より日離発着回数が現行の30万回から約1.7倍の50万回に増大する計画であります。

成田国際空港株式会社は「今回の調査結果を踏まえ、今後の動向に着目しながら騒音の状況を注視していきたいと考えております。」と結論で述べていますが、2018年12月現在、新たな騒音実態調査の打診が成田国際空港株式会社から前回騒音測定が行われた4市町村に対して行われたのか、あるいは実施を要求したのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

現在、成田国際空港株式会社から新たな騒音実態調査の打診は来ておりません。成田国際空港株式会社からは毎月役場に来庁していただき、離発着便数の報告等を受けております。

今後、離発着便数の増加に伴い、航空騒音についての状況悪化などが確認された場合には、直ちに村内での騒音実態調査を行うように要求をしまいたいと考えております。

また、毎年の要望で村内での騒音測定については、固定局設置についてお願いしているところでございますが、今後は臨時での騒音測定について、あわせて要望をしまいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

航空機の発着回数が7年前とは違いますし、航空機のエンジンも騒音対策がなされていると言われていますが、航空機の数が増えればニアミスを防ぐために航空機の発着高度も変わってくると思いますので、成田国際空港株式会社への騒音測定も定期的調査も必要ですが、臨時の測定も対応するよう要望します。

質問します。

公害対策費として支払っている負担金2万円の概要を教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

稲敷地方航空騒音公害対策協議会に参加している7市町村が、一律2万円を負担金として支払っております。

使途としましては、稲敷地方航空騒音対策協議会の運営費と全てとなっております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

運営費を税金で支払っているのですから、美浦村村民の意見を加味して活発な討論をお願いしたいと思います。

質問します。

村は周辺対策交付金を交付されているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

美浦村は航空騒音防止法に規定されている騒音区域には該当しないため、周辺対策交付金は交付されておられません。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

周辺対策交付金という名目の補助金は航空機の離発着において受ける騒音が著しい自治体に交付されるものであり、4市町村の上空を旋回する回数がふえる上で何かしらの補助が受けられるよう、この稲敷地方でも協議されて出席される首長と議会議長の手腕を期待します。

質問します。

夜間の離発着便の増加やC滑走路の運用開始などを受け、住民の要望をどのような方法で集めるのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

現在のところ住民からの要望を集める予定はございませんが、苦情や要望があった場合は内容を精査した上で、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

現在のところ住民からの要望を集める予定はございませんが、苦情要望があった場合は内容を精査した上で、その都度対応してまいりたいと考えていると答弁されましたが、美浦村役場として問題解決に対応する具体的な担当部署及び担当人員はどのように想定しているか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

航空騒音公害を含め、騒音公害担当部署は生活環境課となっております。公害関係を担当している職員は1人でございますが、限られた人数の中でさまざまな業務をこなしているために、他の業務との兼任となっております。

しかしながら、直接担当していない職員においても課内で航空騒音公害等の問題等については共有できておりますので、何かの問題があった際には生活環境課全員で対応するような体制を整えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

稲敷市の写真を出していただきたい。

担当する課をはっきりと住民に伝えることが重要だと思われれます。先ほどからも言いますように、起こり得るかもしれない落下物の事故が起きた場合、発見した際にはどのような対処をしなければならないということを明確にする必要があると思っておりますので、他の自治体でしていることを参考にして村民と職員との連携をとるようにしていただきたいと思っております。

質問します。

毎年行われている稲敷地方航空騒音公害対策協議会で協議された事案や成田国際空港株式会社からの通達事項などを随時村民に報告し、不安を抱かせないようにすることを考えているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

現在、村のホームページでは、成田国際空港株式会社へのリンクを貼って空港管制レーダー情報を活用した離発着行う航空機の航跡情報、航空機騒音、大気質及び水質に係る環境調査結果、環境対策の実施状況等を確認することができます。

今後、村から空港への要望やその回答などについても村民が見られるようにホームペー

ジへ掲載し、住民の不安を払拭できるように改正していきたいと考えているところでございます。

さらに、苦情等に対しては住民の不安をあおるような過度な対応にならないよう、誠意を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

再質問します。

写真をお願いします。

今後、村から空港への要望やその回答などについても村民が見られるようにホームページへ掲載し、住民の不安を払拭できるように改正したいと考えている。さらに、苦情等に対しては、住民の不安をあおるような過度な対応にならないよう誠意をもって対応してまいりたいとの答弁だが、平成30年12月時点の人口構成は45歳から74歳に集中しており、後期高齢者は児童と生徒を合わせた人数よりも多い。

村のホームページで情報を公開しても村民にみずからアクセスしてもらえなければ情報は伝わらないため、十分な情報を得られない村民やそもそも情報にたどり着けない村民が発生してしまうと思うが、村の考えを伺う。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、村のホームページに掲載した場合にはみずからアクセスできないという村民もいらっしゃるかと存じます。

しかし、いち早く空港の情報を周知するにはやはりホームページが一番有効であり、広報等の紙媒体の場合ですと情報量にも限界があるのも事実でございます。

総務省の発表では、平成28年現在のインターネット利用率では60代後半の利用率は実に7割、70代でも5割の方が利用しているという状況でございます。今後も、高齢者の利用率は伸びていくことが想定されますことから、ホームページへの情報掲載でほとんどの住民への周知をカバーできるものと考えておりますが、インターネットを利用しない方もいらっしゃいますので広報等でも周知していきたいと考えております。

また、国際空港株式会社に紙媒体での「空港だより」の新聞折り込み等についてもお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

いち早く空港の情報を村民に周知するには、ホームページが一番有効だとする見解はもつともだと思います。しかし、村のホームページにみずからアクセスできないという村民もいることは確かですので、その点を他の方法で補っていただきたいと思います。回覧を

各地区で回すとか、公共施設、コンビニエンスストア、スーパーなどでポスターを貼らせてもらうとか方法はいろいろあると思いますので、村民全てに周知できるようにしていただきたいと思います。

最後に村長にお聞きします。

稲敷地方航空騒音公害対策協議会に毎回出席されておりますが、美浦村村長として、航空機の離発着回数がふえることで起こり得るかもしれない人災事故に対して、住民の安全を確保するためにどのような要望を持って稲敷地方航空騒音公害対策協議会に出席されているのか。また、これからの美浦村の立場を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは竹部議員のですね、稲敷地方航空騒音対策協議会へ美浦も入っております。全部で県南で7市町村加盟しているんですが、騒音区域はこれは河内町と稲敷市の一部をございます。

今回、30万回から50万回に向けてというような話もあって、地域の安全安心、住民の安全安心が一番大事なことなんですけれども、騒音区域に入っているところは、また住宅の防音のための二重サッシと、今回も茨城新聞に載ってございましたけれども、河内はもう早目に騒音区域として指定されていましてけれども、稲敷市の一部が騒音区域になるということで、今回、市を通して補助が出されるということになりました。

それ以前に竹部議員がおっしゃるように、個人差はあって、騒音に対応すべく個人的に騒音を遮断しようとして、個人的にやった方はどうなるのか。というね、そういう意見も載っておりましたので、美浦村の村民に対してどう一番安全にっていうことは落下物等も確かにあるので、「飛行機の音が聞こえたら空を見ろ」というわけにはいきませんので、一番大きな事故として想定される部分は、今、飛行機がどういう状態で飛んでるのか、その航空会社の行動の差が全部同じではないというふうにも思います。そういうことも考えて、今どこの航空会社でもパイロットの安全運転を促すために飲酒は12時間前までというよりも、もう、呼気の検査をして乗せないというところまで各航空会社が安全のために、パイロットをまず、どういう状況で運転させるか、パイロットに従事させるかということもやっておりますので、大きな事故はまだ起きていないんですが、たまたま、この7市町村で構成する稲敷地方広域市町村圏事務組合消防なんですが、ここに成田空港株式会社から化学消防車——普通だと普通の地域では化学消防車は要らないんですが、もし万一に何か起きたときにということで要望をして、ちょっと導入した年月はちょっと忘れちゃったけれども、いろんな消防地域があるかと思いますが、ここ稲敷地方域広域消防署には化学消防車が配備されている。しかも、消防署は本署ではなく新河分署に配備をされているということは、河内町と稲敷市の1番騒音が大きいようなところを配備としてやっているということでございます。

安全をどうするかということは、先ほどのいろんな部分で周知をさせることも大事なんで、これは、私と議長が村の代表として、航空騒音の会議に出ております。7市町村のい

ろんな意見を反映させておりますから、その部分をいかに空港株式会社には履行をさせることができるか。これは、美浦は美浦として、議員の意見も踏まえて、住民の不安をどう払拭させるか。そしてそれが、インターネットでやるのか、それともホームページでやるのか、紙媒体でやるのかも含めて、これも不安のある住民からの声として上げていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長答弁ありがとうございました。

村長の考えをこの場ではっきりと伺いました。

村民の生活環境を大切考え、美浦村上空を旋回飛行する航空機に対する村民の不安をしっかり受け止め、安心して暮らせる村を維持してください。

以上をもって、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中であります但し暫時休憩といたします。

11時10分再開といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塚本光司君の一问一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 5番議員、塚本でございます。

9人目最後ですので、一つよろしく願いできればと思います。

通告書に従いまして、大筋で二つほど質問させていただきます。

まず、一つ目の質問といたしまして、みほふれ愛プラザと周辺関連の今後の展望について質問をしたいと思います。

最初に、みほふれ愛プラザのオープン当初と現在までの登録農家数の推移についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） 今のご質問の中で、ふれ愛プラザの登録数ということでございましたが、農産品直売所の登録農家数の推移ということでご質問にお答えをさせていただきます。

平成29年3月のオープン時には登録農家数は約60人でしたが、現在の登録農家数は74人となっております。登録農家数をふやし販売する農作物の品数をふやすことと、年間を通じて農作物を切らさないようにすることは、直売所の売り上げ増加のためにも必要なことであると考えますので、今後も指定管理者でありますJA茨城かすみを中心に登

録農家数の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 答弁ありがとうございました。

ふれ愛プラザの中の農産品の地域産品直売所ということでした。

ありがとうございました。

今の答弁で登録農家数が60人から74人ということですので、約2割ほど増加したということで農家の方々の直売場への関心のあらわれであって、また、指定管理者であるJA茨城かすみさんの努力であろうと受け取りました。今後、品数等ですね確保するために登録農家数がふえるよう、JA茨城かすみさんとも協力し、引き続き努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

来年度が補償と申しましょうか、それよりも管理契約の最終年度となるわけです。3年間ということですが、今回のこの地域産品直売所の一、二年目の売り上げから分析できることをお尋ねしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） 一、二年目の売り上げから分析できることは、というご質問にお答えをさせていただきます。

直売所の売り上げにつきましては、オープン以来、全員協議会でご説明を申し上げてまいりましたが、その都度の分析と同じようなこととなりますが、12月から6月につきましては、イチゴ、パプリカ、レンコン、メロンなどの単価も高い成果物が多いことから売り上げが高くなりますが、反対に夏の期間は単価の低い成果物が多くなることもあり、売り上げが低調となる傾向にあります。前年同月と比較しますと、お母さんの台所を含めまして1日当たり3万円から5万円売り上げが伸びております。

また、イベントといたしまして大洗新鮮組、商工出店会、常陸秋そばの無料配布、まごころ市の店頭販売、ふれ愛ビアガーデン、あんこう吊るし切り実演、開店1周年記念セール、子供の日や夏祭り、ハロウィン、クリスマスのお菓子のプレゼント、年末大売り出しや初売りなどを行ってまいりましたが、やはり、イベントがありますと集客効果があり売り上げも好調となっておりますことから、さらなるイベントの取り入れを行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 答弁ありがとうございました。

今のお話で、指定管理契約が2年目も約9カ月に入りました。

先ほどのお話で、その季節季節、時期的な売れ筋などがあるようでございます。

また、イベントを絡めての売り上げアップをこれまで何度も検討されて実績を伸ばして

きておるようです。以前の全員協議会で説明をしていただいたとおりで、徐々に成果が上がっていることを確信しました。また改めて役場の担当者の頑張る姿が目に見えたところです。

次に、J A茨城かすみの合併が決定されておりますが、合併によるこの指定管理契約というのは、どのようになるのかお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） J A合併後による指定管理契約は、どうなるのかというご質問にお答えを申し上げます。

まず、直売所の指定管理につきましては、平成 29 年 4 月 1 日に締結いたしました指定管理協定書に基づきまして、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで J A茨城かすみを指定管理者として指定しております。

また、J A合併につきましては来年 2 月に J A土浦、J A竜ヶ崎と J A茨城かすみが合併いたしまして、J A水郷つくばとなる予定のようでございます。

議員ご質問の J A合併後の指定管理契約についてでございますが、先ほど申し上げましたように、平成 32 年 3 月 31 日までは J A茨城かすみと協定を結んでおりますので、それまでの間は合併による変更はあろうかと思いますが、現在の指定管理者の形態は変わらないと考えております。

また、J Aの合併協議の中でも、これまでの契約は継続することで進めていると確認しております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5 番（塚本光司君） 答弁ありがとうございます。

この契約は継続すると受けとめております。

それでは、指定管理契約に基づきまして、地域産品直売所に補助金として支出した金額をお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

先ほどもご説明いたしましたが、指定管理につきましては平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 カ年の協定書を締結しております。

経費の収支状況において赤字となった場合の補填額につきましては、本協定とは別に年度協定を締結し、その中で明記をしております。

平成 29 年度につきましては、年度協定書にて 700 万円を上限として補填するとしておりましたが、決算の結果 479 万 9,070 円を補填しております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5 番（塚本光司君） ありがとうございます。

今、700万円上限、それに対して四百九十ウン万ということですから、下回ったということで、いい方向だと受け取りました。

次に、契約2年目も8カ月が経過したわけですが、平成30年度として補填する額をお尋ねしたいのですが、実際に今8カ月の去年との推移、先ほどの説明もありました。日当たり3万ないし5万円ぐらいの売り上げが伸びてるんですよってということなんで、去年の1年目とのデータ上での、この平成30年度は何々であろうという、ある程度推測も入ってしまうと思うんですが、それで結構でございますので、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えをさせていただきます。

平成30年度の年度協定書では、平成29年度の実績等をもとにですね400万円を上限として補填することで締結をしております。あくまでも上限でございますので、400万円を超えた赤字額については、指定管理者でありますJ A茨城かすみの責任となってきます。

本年度の経営状況を先ほど議員のほうからもありましたが、売り上げが1日当たり3万円から5万円ほど昨年度を上回っている状況でございますので、本年度の補填額は昨年度の実績を下回るのではないかと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ご答弁ありがとうございます。

平成30年度400万円を上限として補填しますよということでした。

平成31年度は指定管理3年目となる最終年度でございます。

黒字になることを切に望むところです。

次に、平成31年2月には三つのJ Aさんが合併になります。

新J Aでの3年目の運営を行っていただくことになりますけれども、円滑に遂行されることを切に望むところなんですけれども、そこで執行部としましては、どのような期待をされているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えをさせていただきます。

J A土浦、J A竜ヶ崎との合併により管轄が広大になりますことから、出荷者の増加が見込まれます。そのことにより品ぞろえが豊富になり、集客にもつながり安定した運営が可能となるわけでございます。議員ご指摘のようにですね、黒字化への転換が見込まれると思われまして、J A茨城かすみから提出されている3カ年計画でも、3年目に黒字転換する計画となっているところであり、独立した運営となることを期待しているところでございます。また、地域産品直売所及び民間の店舗が地域交流地区の新たな交流拠点地域の先導役として活躍していただけることで、村民の利便性の向上と本地域のにぎわい、活性化につながりを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ご答弁ありがとうございました。

地地域交流地区のですね活性化のためにも、JA茨城かすみさんが独立した経営ができるようになることが一番望ましいというか、その辺に期待をしてしまうところです。合併——三つが一緒になったということですね。

次に、最後に質問に入りたいと思います。

国道の125号バイパスが、去る12月13日に開通しました。バイパス開通後の周辺地域の展望についてお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね国道125号バイパス開通後の周辺地域の展望ということでお答えをさせていただきます。

広域幹線道路である国道125号バイパスの整備効果につきましては、交通利便性の向上のみならず、新たな交通結線となる地域を生かした魅力的なまちづくりへの期待も高まっているところでございます。そして、こうした地域活性化のためには、民間活力は必要不可欠であり、民間が進出しやすい環境を整える施策は大変重要であると考えております。

このようなことを見据え、村では市街化調整区域でも目的に沿った建物の立地が可能となる地域地区計画制度を活用し、役場周辺地区・大谷周辺地区の二つの地区計画を都市計画決定し、中でも役場周辺地区の地域交流地区は商業施設やサービス施設の立地による新たな交流拠点地域として位置づけているところでございます。

平成29年には、みほふれ愛プラザ、民間店舗がほぼ同時にオープンし、先導的な役割を担ってきましたが、地域交流地区の残る地域につきましては、現在のところ民間企業の立地には至っておりません。採算性が求められる民間の商業施設にとって国道125号が延伸したことで進出しやすい環境が整ったのかなと考えております。民有地であることから、出店には地権者の皆様と企業の合意が必要となりますが、現在ですね、昨日の石川議員の一般質問で村長の答弁もありましたように、幾つかの民間業者が積極的に進出の意向を示し、出店に向けて地権者の皆様と条件などの協議を行っているというようなところでございます。

本村は、他自治体と比べて商圈人口が少ないことから、一定規模の店舗が集約することで互いに相乗効果が図られるものと考えて考えられます。村としましても、拠点性のある地域づくりに向けて、今後も引き続きお手伝いできることを行い、村民の利便性の向上と本地域のにぎわい、活性化につながるよう務めてまいりたいと考えております。

また、本村の地区計画の最も大きな目的は定住化の促進でございます。そのために、国道バイパスの延伸に合わせ、村民の生活のため利便施設の立地誘導、良好な住宅環境の維持向上を図るものでございます。住宅や事務所なども徐々に立地しつつあります。村としては、道路ネットワークなどのインフラを整えるなど、さらに、街区の形成にふさわしい良好な環境を整え、周辺地域への波及をもたらしていきたいと考えているところでござい

ます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

ご答弁ありがとうございました。

原則、立地に関しては、あくまでも地権者の方と企業側の合意ということを確認いたしました。本村には前からございます企業誘致推進室もございますので、村のために大いに汗を流していただきまして、もちろん我々議員のほうでもですねアンテナを高くしまして、きのうの一般質問等々にもございましたけれども、大いに村のために我々もですね、チーム美浦村一丸となれるようにですね、企業誘致等に知恵を絞っていきたいと思います。

以上で、私のほうからこのみほふれ愛プラザの周辺関連についての質問は終わりたいと思います。

続いて二つ目の質問といたしまして、本村のボランティア育成についての質問をさせていただきます。

ボランティアは地域福祉を推進する重要な役割を担っております。私も村内のとあるボランティアの団体に入っておりますが、その一人としましてもボランティアには関心を持っております。

そこで、本村のボランティアについて質問いたします。

それではまず最初に、村や社会福祉協議会でのボランティアがかかわっている事業数とその事業の有償、無償の別は結構ですので、それについてお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

村と美浦村社会福祉協議会の事業でボランティアがかかわる事業につきましては、事業名、有償無償の別等を一覧表にまとめたものをタブレットに掲載させていただきましたので、ごらんをいただきたいと思います。

事業数は 20 事業を掲載させていただいております。No. 1 の「三世代ふれあい輪投げ大会」から No. 9 の「ひとり暮らし高齢者配食サービス」までの事業につきましては、美浦村社会福祉協議会で行っているもので、いずれも無償となっております。

No. 10 の「社会を明るくする運動」から No. 20 の「村道の草刈り」までの事業は、役場各課で行っているもので、No.16 の「保育所サポーター」とNo.17 の「美浦村文化財協力員」につきましては、金額は少ないのですが有償となっております。

またNo.18 の「ごみゼロの日」から No. 20 の「村道の草刈り」までの事業につきましては、各地区にご協力をお願いしているものでございます。

このほか、広い意味でのボランティアとしてとらえますと、村や社会福祉協議会の事業の中でご活動されていることがボランティア活動に含まれるものがあるかと思われませんが、今回は 20 事業を掲載させていただきました。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 答弁ありがとうございました。

今、20の事業を示しいただきましたけども、行政とのかかわりの何割かわかりませんが、もっともこれ以上あるのかなというようなことを私は思うんですけども、多くの分野でボランティアがかかわっているということは間違いのないことです。私は、ボランティアの今後の育成を考えていく必要があると思っております、これから非常に大切であろうと考えております。本村の人たちが有償無償はあるにしても、村行政や社協と何らかの接点を置いてつながっていることは間違いのないことです。

例えば、民生委員さんによる高齢者のひとり住まいのお宅への弁当の配達ですね、これは年に、10団体の方々と、女性の民生委員の方で年間20回の配食をしています。それを自分たちでつくって、ボランティアさんがつくってそれを民生委員さんが届けるっていうような方法なんです、夏場の場合7月8月はお弁当をちょっとつくるのが大変なんで、水を飲料水配付ってということでやっているようでございますが、こういったボランティアの活動というのはほんの一例として挙げましたけども、そこで改めまして、福祉介護におけるボランティア活動ですけども、全国市町村どこでも身近な窓口としてボランティアセンターが社会福祉協議会などに設置されております。

本村のボランティアセンターの現状を、ボランティアの組織団体数と人数についてできましたら5年前と現在を比較してお示してください。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村におきましても、地域福祉の向上及び充実に図るために、美浦村社会福祉協議会が美浦村老人福祉センター内にボランティアセンターを設置しております。

このボランティアセンターへのボランティア登録状況でございますが、今月12月1日現在で、登録団体が48団体、582名、個人登録が22名となっております。なお、人数につきましては団体登録で重複している方がおられまして、団体登録の実人数は437名、個人登録を合わせた実人数は459名となっております。

5年前の登録状況と比較いたしますと、5年前は登録団体が36団体、427名、個人登録32名、実人数が369名で、ボランティア数がふえてきております。なお、登録団体にはテーマを持った自主活動ボランティアがふえてきているところでございます。

ボランティアセンターでは、ボランティアの希望者と依頼者間の連絡調整、情報提供、相談、ボランティアの育成等の活動支援を行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ご答弁ありがとうございました。

5年前と現在で実人数でプラス70人ということで、増加ですね。これは本当にうれしい限りだと思います。

村内における福祉であったり介護となると最大のボランティアの人財源っていうのは、主婦層であったりとか、あとご高齢の元気な方がボランティアの人材源になると思います。団体組織ボランティアの方々と会う機会がよく私はあるんですけども、やっぱり元気な主婦層の人たちが、そういったボランティアの人材源と一応確認してます。ただ、有償における介護等ですね、そういったところには若い人たちもおりますので、この限りではありません。

今のボランティアセンターに登録されている 48 団体と個人登録のボランティアの方々 459 名様ということでございました。社会貢献だったり自主的な活動者個人の自己実現によって、社会参加意欲が充足されているのであろうなと考察しております。

最後に三つ目の質問といたしまして、これまで資料を上げてもらった等のやりとりを踏まえまして、無償ボランティアで活動するボランティア層の人数増加のため、率先して何らかのアクションを起こす気はございませんか、行政サイドとして。

お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ボランティア活動は、恵まれている人から恵まれない人へ、さらに、労力としての行う側と利用する側といった上下関係や依存的関係ではなく、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為をさしており、活動の性格としては、自主性、社会性、無償性等が挙げられます。

平成4年の社会福祉事業法（現社会福祉法）の一部改正において、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の策定とともに、国及び地方公共団体がそのために必要な措置を講ずることが規定され、あわせて社会福祉協議会の事業に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」を規定されております。

現在、美浦村社会福祉協議会では、住民や地域、特に子供のころからボランティアに親しむ機会をふやし福祉を身近に感じることができるよう周知啓発に努めており、ボランティア活動者または活動希望者を対象にボランティアセミナーを実施するほか、小学校での福祉に関する授業や、中学生の村敬老会や共同募金等におけるボランティア活動を通して、児童生徒が福祉活動について学べるよう福祉教育の推進に努めております。

また、児童生徒が集まる機会づくりやボランティアセンターに登録する団体の育成や連携、新たなボランティアの発掘を目的に「みほちゃん広場」を開催しております。

さらに今後は、ますます高齢化が進む中、「安心して老いを迎えられる」そんな社会をつくるために、住民同士が支えあい、そして自立を促す地域づくりを進めていかなければならないとされておりますことから、新たな生活支援の担い手となるボランティアや有償ボランティアの仕組みづくりなど、住民同士の助け合い、支え合いの地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 答弁ありがとうございました。

今の部分がもっと突っ込んで聞きたかった部分ではあるんですけども、私の所属している団体もですね、先ほど答弁に出てきましたみほちゃん広場、今回第3回目のみほちゃん広場でしたかな、確かね。初めてことしの夏参加しました。その中には若い20代の女性何かも含まれていましてですね、そういった関心がある人たちなんだなと思いました。

ところで、答弁にもございました「ボランティアセミナー」ということでした。どのようなセミナーをされているのかをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ボランティアセミナーは、ボランティアの視野を広げ教養を高めるために、また、ボランティアの皆さんの交流の場としてセミナーを毎年実施しております。平成29年度は、笑いヨガティーチャーの「ひたちのり笑いヨガクラブ」の弓野典子氏を講師に迎え、体操系のボランティアを主体に呼吸法を取り入れた「笑いヨガ」の講義と体験をしていただきました。参加者につきましては40名でございました。

今年度は3月に、薬用植物資源研究センター筑波研究部の主任研究員、河野徳昭氏を講師に迎え、「薬用植物と効能、薬草と健康等」と題しての講和をいただく予定となっております。

セミナーの開催を通して、ボランティアの皆さんの活動の促進を図るとともに、ボランティアの育成につなげられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ご答弁ありがとうございました。

さて、そのセミナーなんですけどボランティアの約400ないし500名からの何人かが参加し、また年に1回のようなですけども、講習や視察の実施が多いか少ないかこの1回がですね、年1回、わかりませんけれども、育成の手助けとしてボランティアセンターへ丸投げとならないようお願いできればなと私は考えています。決して、ちょっとした有償予算をつけてほしい、つけてということではないんですけど、ゼロ掛ける100人では、もうあくまでもゼロなんですよね。否と申しましょうか10円掛ける100人は、1,000人円であり、1,000円人とでも申しましょうか、10円掛ける100人は、1,000人、1万人につながっていくと私は、——あくまでも私の考えです。私は考えています。

今回の質問の趣旨は、ボランティアの育成、そして人数をふやすというところにあります。ご高齢の方々の多くに支えられている現状が私はあると思います。5年後10年後を見据えた子供のころからのボランティアの機会づくり、——先ほどの答弁にありました——ボランティア活動中の人たちが新たなボランティアとつながれる仕組みづくりは、待ちだけではだめなことは当然です。ボランティアセンターの窓口を十分に固め、外に打って出

るくらいの気持ちで取り組んでいただきたいと私は実際にそう思うわけなんです、実際に、現場もそういったことを実際考えているようですし、そういったできる体制づくりが大切なんだろうなというふうに、ボランティアの内側にそこに身を置く人間の1人としても思うところがあります。

本来、村長に云々っていうこと話していないんですが、村長、何かその意見に何かあれば短くて結構ですので、村のボランティア、そういったところどうなんでしょうか。答弁に入れてなかったですか。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは塚本議員のですねボランティアの育成についてということで、今部長のほうから、村内では48団体、459人が参加をされている。特に育成については、村のほうでも敬老会では中学生のボランティア、そして縄文ムラまつりでも20名ぐらいの中学生が男子も参加しております。木原城山まつりでも中学生が参加をしているということで、底辺的には、やはり、中学生のときにボランティアを通して、大人のボランティアの方々との交流、ボランティアをするという意義ですね。

議員は、特にボランティアでは有償でお金を出しながらボランティアをやるというね、有償でボランティアっていうのは、時給いくらかっていうのは、これは本人の意識ですね。少額でもいいからお金が発生するということは、ボランティアをやる人も責任を持つという意味合いがあって、多分、保育ボランティアっていうのはこの近隣ではどこでもやっていることではないのかなっていうふうに思います。これは、短時間、約4時間なんですけれども、そこで保育士の一時的な時間的な見守りも含めて、保育士さんが20人、30人と見るよりは、そこに補助的に人生経験を積んだ方が有償で入ってもらおうということは見守りにもなるし、結構月に何回か行っているうちに子供のほうも年配のボランティアさんのことを認識して、来てくれた時間内は結構有意義に子供たちにも伝わっているのかなというふうに思います。

今セミナーを部長のほうでね、ことしもやりますよということで、ちょっと、皆さんもことし話題になったスーパーボランティア尾畠春夫さんなんかを呼ぶと、多分美浦村では入り切れないぐらいの人が来るのかなあというふうに思います。ボランティア尾畠さんは、そういう災害が起きたときにみずから行って相手の世話にならないで自分のことは自分でやりながら、地域のために貢献をするという究極のね、もう78歳でテレビに出ましたけど、今は79歳になったっていうことなんです、そういう意識がある方が子供たち、中学生あたりと一緒に同じ目線で話をすると、ボランティアの意義をもっと深く子供たちは覚えてくれるのかと思います。金額はね、講師として呼んで謝礼を払っても十分余りある効果が出るのではないのかなというふうには私は思っております。

そういう意味でも、今459人しかね美浦の中では登録されていないんですけども、もっと身近にボランティアに手を差し伸べてくれる人を啓発啓蒙を含めてできれば、もっとこの団体数もふえて、個人の登録もふえていくのかなというふうに思います。率先してや

っている塚本議員は、お金を出してやっているボランティアがありますから、ぜひ、議員のほうからも、お金を出す出さないは別にしても意義がどこにあるかということをお皆さんに周知して行って輪を広げて行っていただければ、美浦村からそういう大きな芽が育つのではないのかなというふうに思っておりますので、議員の力をぜひ美浦村の中で示していただければ、うれしい限りでございます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ちょっと突然振ったところで、村長ありがとうございました、ご答弁いただきまして。私のほうで文言を変えて繰り返になってしまうかもしれませんが、本当にそういったところへ出ていきますと、ボランティアの人達って本当に元気な団塊世代前後の年齢層の人たちがほとんどなんです。先ほども、みほちゃん広場で若い女性20代の子たちが目的を持ってそこに来ていたようですけども、そういった、実際に、その上の年齢、団塊世代の人たちよりも上の世代の人たちからのボランティア旺盛な人たちから引き続いてきて、団塊世代の人たちがいっぱいボランティアの中に入っていて、本当に我々の世代ってほんと、まだ私も60前ですけども本当に少ないのかなと、現職世代がなかなかするのは大変、その中に足を入れていくっていうのは大変だと思うんですけども、そういった若い方の世代の人たちにもつながっていくように、ボランティア育成にはですね村を上げてもっともっと取り組んでもらえればなあと思います。行政サイドのほうから、社協さんのほうに投げている部分もあると思うんですが、お互いにうまくマッチしながら、そういった活動をもっと取り組みをお願いできればなあと思うということで、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時58分 散会

平成30年第4回
美浦村議会定例会会議録 第4号

平成30年12月21日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例
議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村老人福祉センター)
議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村デイサービスセンター)
議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村生涯郷土工芸館)
議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について (美浦村自立支援センター)
議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について (大谷時計台児童館・木原城山児童館)
議案第12号 平成30年度美浦村一般会計補正予算 (第4号)
議案第13号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
議案第14号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
議案第15号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
議案第16号 平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第2号)
議案第17号 平成30年度美浦村電気事業会計補正予算 (第1号)

議員派遣の件

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村 広志 君	2番	竹部 澄雄 君
3番	葉梨 公一 君	4番	小泉 嘉忠 君
5番	塚本 光司 君	6番	岡沢 清 君
7番	飯田 洋司 君	8番	山崎 幸子 君
9番	椎名利夫 君	10番	下村 宏 君
11番	林 昌子 君	12番	小泉 輝忠 君
13番	石川 修 君	14番	沼崎 光芳 君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中	島	栄	君
教	育	糸	賀	正	美
総	務	平	野	芳	弘
保	健	吉	田	正	己
経	済	北	出	攻	君
教	育	中	澤	眞	一
総	務	山	口	栄	美
企	画	菅	野	眞	照
税	務	高	橋	利	夫
住	民	嶋	洋	子	君
福	祉	吉	原	克	彦
健	康	糸	賀	育	代
国	保	鈴	木	章	君
都	市	吉	田	公	一
経	済	木	鉛	昌	夫
生	活	圓	城	達	也
上	下	埜	口	哲	雄
子	育	藤	田	良	枝
生	涯	木	村	光	之
幼	稚	坂	本	千	寿
大	谷	保	科	八	千
木	原	永	井	弘	子
保	育				君
所	長				君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	青	野	克	美
書					記	木	村	弘	子
書					記	高	松	良	幸

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。
直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 議案第3号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

(美浦村老人福祉センター) を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村デイサービスセンター) を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村生涯郷土工芸館) を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村自立支援センター）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
（大谷時計台児童館・木原城山児童館）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 10 議案第 12 号 平成 30 年度美浦村一般会計補正予算
（第 4 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6 番（岡沢 清君） 議案書でいうと、32 ページです。

1 番下の公債費、元金の部分は元金償還費、議案要約説明書では利率の見直しによるという趣旨で書かれています。どのように見直されているか。

それと、次の利子償還金についても利率の見直し及び全体の金額の確定によるものと説明されています。これについても、利率がどのように見直されたのかおたずねします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

この元利償還につきましては、借りてから何年以内に利率を見直すというものを借りてございます。そのものについて、元金と利子、それぞれ利率が変わりますので、返す方も変わってきます。申しわけありません。年数によって変わるんですけども、このものが、どの起債で、何年目で、というのが手元に資料がないので、その年数によって変わるということでご理解いただいて、詳細については別途報告させていただきたいんですけども、そういうことで回答いたします。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6 番（岡沢 清君） 私の解釈では、例えば、返すほうにしても、借りるほうにしても何%から何%に変わるということで、どの程度変わったのかお聞きしたかったんですけども、部長答弁の中で別途、教えていただけるということで、それで結構ですので、よろしく願いします。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございますか。

〔「議長。休憩して内容を報告してもらわないと、議決できない。」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） そこまで求めますか。

岡沢 清君。

○6 番（岡沢 清君） これに関しては、例えば、金額が何らかの都合で変わってしまったとか、村の事業費がふえるとか、減るとかという問題でありませぬので、私の質問の趣

旨は先ほど申し上げましたとおり、例えば、何%から何%に変わったのか、公債そのものについて、何年かたつと確かに見直しはされるわけですけれども、これまで経験した中で、どれだけ変わったのかという、そういった認識がありませんので、私自身としては、議決に左右されるものではないと考えていますが、同僚の議員の中から議決できないという意見も出されましたので、ちょっと微妙な感じですが、あくまでも私の個人的な考えでは議決に左右するものではありません。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

ただいま資料がないので至急調べたいと思いますので、調べる時間をいただければ幸いです。

○議長（沼崎光芳君） 会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡沢 清君の質問の途中でしたので、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 菅野眞照 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

速やかに資料が用意できず大変申しわけございませんでした。

質問のございました、議案書32ページの元金償還金と利子償還金についてでございますが、本補正予算の説明で村長が申し上げましたとおり、主な理由といたしましては、平成19年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しが主な理由となっております。本臨時財政対策債につきましては、10年経過を持ちまして1.5%から0.01%に確定をしたところでございます。それによる変更額及び平成29年度に借入を行いました起債につきましては、利率が確定をしております関係上、平成30年度当初予算におきましては、見込みをもって本元金償還費と利子償還費を計上しておいた関係、今回合わせて見直し補正を計上させていただいたところでございます。

以上、説明といたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの説明で納得いたしました。

なお、臨時財政対策債の元利償還に関しては、村の財政からではなくて国が出すそうですから、これをもって、議決、あるいは、賛否の対象とするべきものではないと、私はあくまで考えますので、同僚議員の皆さんにも、そういったことで理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 11 議案第 13 号 平成 30 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 12 議案第 14 号 平成 30 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 13 議案第 15 号 平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 14 議案第 16 号 平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 15 議案第 17 号 平成 30 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 16 議員派遣の件を議題といたします。

本案については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則 128 条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配信のとおり派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はタブレットに配信のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に一任とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 17 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出が

ありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成30年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 椎名利夫

署名議員 下村 宏

署名議員 林 昌子